

ココム体制と東西経済協力

鈴木輝二

はじめに

- 一 ココム問題の状況
- 二 ココム体制の核としての米国の対共産圏輸出規制の法と政策
 - (一) 一九四九年輸出規制法
 - (二) 一九六九年輸出管理法
 - (三) 一九八五年輸出管理法
- 三 対共産圏技術輸出規制
 - (一) 東西技術移転
 - (二) 米国の高度技術輸出規制
- 四 西欧諸国の対米政策
 - (一) 米国の域外効力をめぐる関係国の国内法との対立
 - (二) 西欧諸国と東側諸国との長期協力協定
- 五 日米安保体制とココム
 - (一) 一九五四年日米相互防衛援助条約
 - (二) 日本の対共産圏経済関係
 - (三) 日本の選択

はじめに

一九八七年五月に発生した東芝機械株式会社による外国為替管理法違反事件⁽¹⁾、いわゆるココム違反事件によって注目を集めたココム問題は本来、輸出手続に関する法律問題であるが、問題発生後の国内的国際的反応はそれにとどまらず、日米間の外交上の重要問題にまで発展した。ココムが法的にあいまいな国際的約定であることがその主要な原因であるが、それに加えて、その運用原則が加盟国の行政の裁量、つまり政治的判断に大幅にゆだねられており、その法的、政治的そして経済的多元的性質が複合的にからんだ政治問題であることもその背景にある。

それだけにココム問題の解明には単に法的側面を解明するだけでは不十分で、その政治的（戦略的）、経済的（技術的）問題を含む総合的検証が必要であり、問題の政治的重要性から見て日本の戦後体制の基本原則を問う問題であるように思われる。

一、ココム問題の状況

ココム⁽²⁾はココム (Coordinating Committee for Multilateral Export Controls 略称 COCOM) という非公式な国際的フォーラムに加盟する加盟国間の政治的約定である。国際条約という形式をとっていないことで国際法上の明確な根拠となる文書も公表されず、加盟国の行政官による口答か秘密文書による約定のみがその合意の実質的内容である。したがってココムについての法的判断の根拠となる直接の実体はなく、非公式な約定の実施は各加盟国の国

内法での対応にゆだねられている。

しかも加盟国の大半の国ではココムにもとづく特別立法をもつ例はなく、ココム約定の内容は通常の輸出行政の権限をもつ行政機関によって国内法の一般原則にもとづいて実施されているのが実態で、具体的にどの輸出規制がココム約定にもとづくものであるか判断しにくいのが実態である。唯一、ココム約定の規制に等しいか、あるいはそれ以上に厳格な対共産圏輸出規制を特別法で規定するのは米国である。（後述）

このようにココムは広い意義での国際的約定ではあっても法源が明確でなく、約定内容の実施は実質的に各加盟国の行政の国内法の一般原則およびその裁量にもとづいての運用にまかされている。つまり、ほとんどの加盟国がココムにもとづく国内法をもたないので、ココム約定の統一の実施はむずかしく、事実、そのために一九六〇年代以降は新しい問題に直面する度ごとに加盟国は政治会談によって政策調整をおこなってきた。

ココムはこのような法的性質をめぐる問題に加えて、ココム規制を決定する原則に西側諸国の共通する外交政策あるいは安全保障という概念が含まれることで、各加盟国が本来もつところの主権的事項に関して高度に政治的な国際協力をおこなう義務をもちこんでいる。つまり、ココムは当初、軍需物質、稀少物質という技術的に特定しやすい品目を輸出規制対象としていたが、その後、外交政策、国家の安全保障という政治的概念にもとづく輸出規制をココム運用の直接、間接の原則として受入れたことで加盟国間の協調をむずかしくする局面にしばしば直面することになるのである。

通常の国際法手続に従えば、現代民主主義憲法体制の要請により重要な国際条約は国内法上、議会の批准手続を要件とすることが一般的である。このような憲法的制約をのがれるために議会に対して政治的立場の弱い行政の場合、しばしば条約の内容にかかわりなく「行政協定」などの名称で議会の批准手続を排除しようとする傾向も見られ、

条約の内容からみて政治的重要性がある場合でも、条約という名称によって条約が成立する例はむしろ少く、形式的には協定、交換公文、コミュニケなどで重要事項が約定される場合がある。

しかしココムはそのいずれのカテゴリーにも含まれない特殊な形式である。³⁾だが政治的重要性からみると一九四九年に設立されて以来、東西冷戦体制下の西側諸国の経済行動を結束させるための国際的約定としては最も有効に機能してきた約定の一つであると西側の一部の専門家には評価されている。

国際的約定として文書化されていないことは通常の国際条約の例に見られるように条約の国内法効力をめぐっての手續、解釈をめぐる法的問題の発生する余地はなく、条約の一種としてあつかうとすれば、まったく異例なカテゴリーに属するところの秘密の紳士協定の一種とみることができよう。

ココム約定の実施義務は加盟国の紳士的合意にもとづく義務であり、加盟国の行政府がそれぞれの国内法範囲において実施すればいいものであろう。ココムが法律問題であるよりは政治問題であるといわれるのはまさにこの点にある。

ココムは米国の冷戦戦略の一環として一九四九年一月に発足した。一九四八年以降、急速に緊張を高めていた欧州事情に対応して米国はマーシャル計画を実施するための対外援助法、対共産圏輸出規制の諸法などを公布して本格的な冷戦のための内外政策を実施した。ココムは米国のこのようなイニシアティブで実現した国際的約定であるため終始、その運用の中心は米国政府の対共産圏政策にもとづくのである。設立当時は北大西洋条約(NATO)参加の一四か国が加盟国であったが、のちに日本が参加し、また最近ではスペインが加盟して現在では一六か国となった。

米国政府は先進工業国のなかでココムに加盟しないスイス、オーストリアおよびスエーデンに対しては二国間レベルでの協議をおこない、いずれの国も実質的にはココムのガイドラインを受けられているといわれている。

一九八〇年代に入って米国政府はココムの国際的ネットワークの拡大に努力しており技術的にすでに高度な水準をもつ韓国、シンガポールに対しても加盟の働きかけをおこなっている。

現在、ココムが輸出規制の対象とする共産圏諸国とは、アルバニア、ブルガリア、中国、北朝鮮、ベトナム、モンゴル、チェコスロバキア、ハンガリー、ポーランド、東ドイツ、ルーマニア、ソ連である。米国はこれにキューバを加えようとしたが、加盟国の反対で認められなかった。

ココムは発足から今日まで米国の冷戦戦略を中心として西側の安全保障を目的として運用されてきた。しかしその当初の目的は比較的技術的に確定しやすい品目を主とする輸出規制（軍事用工業製品、希少物質など）であつたのに対し、最近ではその後の欧州における東西関係の緊張度の変化、および規制品目の技術的、科学的価値の変動によって戦略的意義も変化し、それに対応する規制リストが作成されてきている。

現在は、核心的技術リスト（List of critical Technologies）という考え方によって規制品目が約定されている。武器、原子力関係技術は当然ながら禁輸品目に含まれるが、問題となるのは商業的工業製品である。禁輸あるいは規制される品目の決定にあたっては技術の最終利用者、軍用への転用可能性、ココム加盟国以外からの供給の可能性などを考慮して決定されるとしている。

ココムは運用上の本部をパリーにおき、約定された輸出規制が加盟国において実施されるべく、輸出許可証明書、通関証明書および積荷許可証などの行政的手段あるいは独自の国内法によってココム規制の輸出貨物が所期の目的地に確実に到着し、また、それらから共産圏諸国に横流れ（再輸出）しないように加盟国に要請している。

ココムの運用は政治的には米国の圧倒的な影響力のもとにあるが、全会一致主義がとられているので加盟国の立場は形式的には留保できることになっている。

一九六四年頃から欧州における東西間の緊張緩和が反映して特別許可制が認められて、ココムが本来輸出規制した品目でも加盟国が全会一致で特に認めた場合、対共産圏輸出が可能となった。これは東西間の緊張緩和が明きらかとなった一九六〇年代以降においてはココムによる輸出規制が現実的でないという、特に西欧諸国の要請にもとづく改正であったが、現実には米国内部においても産業界はココム規制の緩和を求める声は強く、その後の運用をみるとこの特別許可によって対共産圏輸出を最も多く行った国が米国であったことから、その事実が裏づけられている。

一九六〇年代以降、米国の対共産圏外交は西欧諸国の欧州的一体観にもとづく対共産圏外交としばしば不一致あるいは衝突する局面があらわれてきた。それはマーシャル計画などで対米依存度の高かった西欧が一九四〇～五〇年代と異なり経済的に自立すると共に、西欧諸国の対共産圏独自外交があらわれてきたからである。

一九七〇年代は西欧諸国が欧州を中心とするデタント外交によってほぼ東西経済関係を正常化したことに誘導されて米国も対ソ協定のデタントに参加したことで東西経済協力は空前のブームをもたらす。

米国政府内においても東西通商関係を改善することが政治的にも経済的にも要請されて、東西経済関係をもはや戦略問題と考えるべきでなく、米国の対外通商の一部として考慮すべき時代になっていたと表明されたほどである（一九七五年米国商務省年次報告⁵⁾）。

しかしその米国の対共産圏緊張緩和政策も一九七九年アフガニスタン事件および一九八一年のポーランド事件を契機として再び冷戦期の再来を思わせる対ソ経済制裁を決定するにいたり、流れは逆転してしまう。少くとも一九七九年から一九八七年までの八年間は、東西経済関係の冬の時代である。

一九七〇年代後半、特にカーター政権時代の米国の対共産圏政策はソ連における人権問題を外交政策に反映させてそれを輸出規制の発動の根拠としたことでそれ以前のニクソン政権時代のデタント外交と区別される。しかもそれを

めぐって西側同盟諸国の協調もえられなかったことで米国の対ソ経済制裁は政治的にも経済的にも有効ではなかったと評価されている。

それにつづく一九八〇年代のレーガン政権のもとでの米国の対共産圏輸出政策は、カーター政権での米国の一方的経済制裁政策が決らずしも西側同盟国の同調を得られないことを反省して、再び対共産圏輸出規制のためのココム規制を強化すると同時に、ココム規制の国際協調を確保するためそれに違反した場合のさまざまな制裁規定をもつ国内法を制定したことに特徴づけられる。

一九四九年にココムが成立した当時、米国には西側同盟国を拘束するための一九四八年対外援助法、一九五一年相互防衛援助規制法などの国内法体制でココム規制を国際的に確保する法的メカニズムが存在していた。しかし一九六〇年代後半以降のデタント時代にこれらの国内諸法が事実上、失効したため、一九七〇年代以降はココム規制を国際的に有効に確保する法的根拠がなく、さらに西側同盟国においても米国の冷戦体制の再生という要請を受入れる政策上の理由はほとんどなかった⁶⁾のである。したがって一九八〇年代当初からアフガニスタン事件を契機としてココム規制強化を主張する米国とそれに不満をもつ西欧との西側内部における外交政策と経済的利益をめぐる対立は外交政策の相違にもとづくかなり本質的対立であったのである。

(1) 東芝機械の外国為替管理法違反事件とは、同社がソ連向けに昭和五七年一二月から同五八年六月までの期間に輸出した工作機械について通産省への輸出承認申請をした際、技術内容について虚偽の事実を申請し、それにより輸出承認を得たことに対して、通産省が疑いをもって昭和六二年四月七日から再調査したところその虚偽申告の事実が判明したため通産省は外国為替管理法にもとづき、まず、昭和六二年五月一五日、同社の共産圏向け輸出を同年五月二一日から一年間禁止させる処分を決定し、また、この件について輸出の仲介を行った伊藤忠商事と和光交易の両社に対しても不正輸出の共同責任ありとして、工作機械の共産圏向け

輸出を同様、三カ月間禁止するとし、さらに関係者を訴追した事件をいう。

事件の日本国内法上の法的経緯はそれで終るのであるが、事件が米国政府のココム約定違反の疑いとして日本政府に対する要請が発端であったため、通産省は非公式ではあるが東芝機械株式会社社長の責任を求めるといふ異例な厳しい態度を示し、これを受けて社長は辞任した。事件の反応は米国において東芝機械の株式の半数以上の株式をもつ親会社東芝株式会社への責任追求の動きがあらわれてさらに拡大する。米国議会を中心に全東芝製品の対米輸入を規制する動きがあらわれたのである。

米国上院は一九八七年六月三〇日に審議中の包括通商法案の条項の一部としてココム約定違反の外国企業に対して対米輸入を二年から五年の期間禁止する権限を大統領に認めること、また、その違反企業の不正な対共産圏輸出によって米国の安全保障が損なわれたと国防長官が認めた場合は大統領は司法長官に対して当該企業を米国の裁判所にその損害賠償に関して提訴しうるとする内容の修正条項を決議した。

このような米国議会を中心とする東芝機械の不正輸出問題を契機とする「反東芝キャンペーン」に対して、その親会社である東芝社は同年七月一日付で、会長と社長が辞任し、米国の世論の厳しい非難の沈静化に対応した。(朝日新聞、一九八七年五月一六日、日本経済新聞昭和六二年七月二日など)

この問題のために訪米した田村通産大臣は米国政府、議会の厳しい態度に対応して国内法(外国為替管理法)の改正による安全保障条項の追加、罰則規定の強化およびココムに対する協力の強化などを政府レベルの交渉で約束したといわれている(日本経済新聞、昭和六二年七月一六日)。

(2) 筒井若水、「国際法におけるココム」「ジュリスト」四三四号、一九六九年九月一五日号八二頁以下。鈴木輝二、「米国の対共産圏輸出規制とココム」「国際商事法務」八巻、一九八〇年、三五九頁―三七七頁。

(3) ココムをより明確な国際条約とすべきとする動きがないわけではない。米国議会では、ココムの条約化のための法案がかなり提案されている。だが、その度に米国政府が、それにより、現行のココム加盟国の一部が脱退し、実質的にココム規制の国際的効果が減少するであろうと反対の立場を示してきたという。(村瀬信也、ココム規制に関する国際比較法的検討、「ジュリスト」八九五号、一九八七年九月一五日、一八頁)

(4) 一九六四年全米商業会議所年次総会では対共産圏貿易の緩和が決議され、同年十一月一四日の上院外交委員会のいわゆるフルブライト報告は、東西貿易の拡大を支持する立場を表明している。(道田信一郎、「共産圏貿易と売買法(一)」「法学論叢」第七六巻六号、昭和四〇年六月、二一頁以下)

- (4) キッシンジャー元国務長官は当時の米国の対ソ外交を回想して次のように述べる。“Our strategy was to use trade concessions as a political instrument, withholding them when Soviet conduct was adventurous and granting them in measured doses when the Soviets behaved cooperatively.” (H. Kissinger, *White House Years*, Boston, Brown, 1979, p. 840.)
- (5) *The United States Role in East-West Trade Problems and Prospects*, US Department of Commerce, 1975.
- (9) J. Reston, “A Talk with Schmidt”, *New York Times*, March 7, 1980, p. 27.

二、ココム体制の核としての米国の対共産圏輸出規制の法と政策

このようにココムはその設立以来終始、米国の対共産圏輸出規制政策の圧倒的影響力のもとに運用されてきた。したがってココム問題は米国の対共産圏輸出規制の法と政策を知ることなしに解明できない。

米国の輸出規制法⁽¹⁾は、平時における特定対象国との貿易に対して規制をおこなうもので現代国家の対外通商政策としては異例なものである。戦時下あるいは非常事態の際に国家が対外通商を規制することに関して国際法は一般的に認めてきた。しかし通商は歴史的に商人達によって国境を越えた自由な取引として成立したことを背景として強力な主権国家が形成された現代の国際関係においても国家の通商に対する関与の仕方は他の分野に較べて少く、そこに自由な商人法の成立する余地もあつたのである。

これに対し米国の輸出規制法は平時における国際通商を常時、行政府の政策決定によって規制しようという他国には例をみない法である。

米国の輸出規制法は一九四〇年のドイツ軍のフランス占領が契機であつたといわれる。

まだ交戦国でないナチス・ドイツとの貿易を統制すべく、米国議会は一九四〇年国防強化法 (Act of 2 July 1940) により武器、軍需物資の輸出規制に関する権限を大統領に付与することを承認した。

その後、米国は法的に対ドイツ、日本との戦争に参入すると共に敵国に対する輸出規制をいくつかの法によって実施した。

本格的な戦時輸出規制を規定する一九四二年法 (Act of June 30, 1942) はいかなる物資も輸出規制の対象とすることができ大幅な権限を大統領に認めた。

しかし、第二次大戦後これら戦時輸出規制法がただちに失効したわけではなかった。一九四七年の第二規制解除法 (Second Decontrol Act of 1947, July 15, 1947) は一部の品目について規制解除しただけで、戦時輸出規制の大半は平時の暫定期間の輸出規制として残されたままであった。

一九四八年は米国の戦後外交の大きな転換期、いわゆる冷戦が本格的に開始された時である。⁽²⁾ ソ連陣営との対立が激化するのに対応して準戦時体制ともいえる対共産圏輸出規制を単に米国内だけを対象とする国内法だけでなく、それを西側陣営連帯の対共産圏体制とすべくいくつかのいわゆる域外効力をもつ法が制定された。

一九三〇年代にそれまでの国内経済中心から世界貿易へ本格的に参入した米国においては輸出規制法が存在しなかったのはつかの間で、米国経済界の対外経済活動は行政の特定の政策によって規制され、それが戦時、平時を問わず恒久化したのである。⁽³⁾

米国の輸出規制法体制は大別すると一九四九年輸出規制法、一九六九年輸出管理法、一九八五年輸出管理法の三つの時代に区分できるように思う。

(一) 一九四九年輸出規制法 (Export Control Act of 1949, Feb. 26, 1949) は同名の一九四八年法 (Export Control

Act of 1948) を改正して成立した対共産圏輸出規制の中心をなす法である。それに加えて一九四八年にはいわゆるマシーナル計画にもとづく対外援助法 (Foreign Assistance Act of 1948, April 3, 1948) が成立した。さらに一九五一年には通商協定延長法 (Trade Agreement Extension Act of 1951, June 16, 1951) および相互防衛援助規制法 (Mutual Defense Assistance Control Act of 1951, Oct 26, 1951) が成立した。

米国の反共経済封鎖体制はさまざまな対象に対していくつかの法が存在するが主としてこれら四つの法によって形成される⁽⁴⁾。

一九四九年輸出規制法は対象となる共産圏諸国に対する輸出について、稀少物質の流出を防ぐこと、軍事物質の禁輸、外交政策にもとづく貿易であること、国家安全保障を考慮することなどを判断基準として大統領の輸出規制する権限を認めるもので、その後、対共産圏輸出規制は法の改正あるいは法体系に若干の変更はみうけられるものの、本法に盛り込まれた基本理念は現行の一九八五年輸出管理法まで引き継がれていると見ていいであろう。

一九四九年輸出規制法は当初三年の時限法であったが、その後七回にわたり改正、延長がおこなわれ一九六九年まで効力を存続させた。

一九四九年輸出規制法の特色は、その国内法としての輸出規制が同時に国際的にも米国の同盟国に拡がり、米国の反共経済封鎖体制が西側諸国共通の規制となることであった。

その一環としての一九四八年対外援助法はまず、自由世界のための経済協力を規定し、マシーナル計画への参加国と非参加国を差別する。

同法の成立するにあたってトルーマン大統領の“自由世界に反抗する挑戦に対する回答だ”とした発言はこの事情を物語っている。

さらに、一九五一年通商協定延長法は、米国と共産圏諸国との従来からの通商協定の廃棄を可能とする大統領権限を規定し、大統領は同法の権限にもとづき一九五一年六月から七月までの期間に、ソ連との通商協定（一九三七年八月四日協定、一九四二年七月三一日更新）、ルーマニアとの通商協定（一九三〇年八月二四日協定）、ブルガリアとの通商協定（一九三二年八月一八日協定）、ハンガリーとの通商協定（一九二五年六月二四日条約）、ポーランドとの協定（一九三一年六月一五日条約）をそれぞれ一方的に破棄している。

チェコスロバキアはすでにガットの加盟国であったので米国政府はガットに対して、一九五一年九月二七日にチェコスロバキアに対するガットの加盟国としての義務を終了した旨通告している。

一九五一年の相互防衛援助規制法（俗称バトル法）は、国防省を管轄とする共産圏諸国に対する武器、軍需物資の輸出を禁止し、一部を輸出規制する権限を大統領に認めたが、それだけでなく、米国政府が同盟国に対してココムに参加を求め、同盟関係にある諸国に対して、米国の対共産圏輸出規制と同様の義務を課している。しかもそれは、それに同調しない場合、援助打ち切りなどの措置による制裁を認めている。つまり、同盟国が米政府の実施する対共産圏輸出規制に同調しない場合は、その同盟国は米政府によってそれに対して逆の政治・経済制裁を受ける可能性をバトル法は示している。当時、西側諸国は程度の差はあれ、米国の経済力に依存し対外援助法の適用をうけていたことからすれば、バトル法の適用は、いわゆる米国の対共産圏封じ込め政策を国際的な枠組で完全に実現しようとするところの重要な相互義務を課するものである。

一九四九年輸出規制法は、一九五三年の朝鮮動乱後、その運用のうえで戦略的理由よりは外交的理由をさらに強く打ち出し、アメリカ外交を実施するうえでの輸出規制という概念を運用原則としてしばしば用いた。

この原則の適用とみられるのが、一九四八年のユーゴスラビア、一九五六年のポーランドの例である。米国政府は

両国からの輸出入に関して一方的に規制を緩和させ、事実上、最恵国待遇を認めている。これは米国側が、両国の政策が「共産主義にもとづく全体主義」からの自立を増したとして評価する外交政策の適用の結果である。⁽⁵⁾このように一九四九年輸出規制法は、いくたびかの改正のなかで若干内容を変更させているが、関連するバトル法などで米政府の意図する対共産圏諸国輸出規制を一九六〇年代末まで実現することに成功したと評価できよう。

具体的には、同法にもとづく輸出許可手続きは以下のように規定されている。

規制対象国に対する許可は、包括許可 (general license) と個別許可 (validated license) に分けられ、個別許可は個々に審査される。他方、包括許可は個別の許可を必要としないゆるやかな許可で、荷主の輸出申請に対して一般的に許可が与えられるものである。

一九五一年三月、最恵国待遇が拒否されたソ連の場合では、ソ連向けのすべての商品に対して個別許可が義務づけられた。

輸出許可は商務省の輸出管理部が発給するが、その際、次のような注意がつけられる。「最終仕向国へ米国から輸出される貨物であり、米国法に違反する経路取引は禁止される」。このような米国政府の対共産圏諸国の輸出入規制については、商務省が定期的によりストを公表し、その際、対象国は以下のようなグループに区分されている（一九六五年一月一日）。

関税、規制上の差別の程度の弱い順に列挙すると、

- (v) ユーゴスラビア（一九四八年以降、西半球以外の西側諸国と同等）
 - (w) ポーランド（一九五七年以降、実質的に最恵国待遇）
- ルーマニア（一九六四年以降、実質的最恵国待遇、一九七五年以降、新通商協定によって最恵国待遇）

(y) ハンガリー(一九七八年以降、新通商協定により最恵国待遇Wに移行)、チェコスロバキア、アルバニア、東ドイツ、ソ連。

それに完全経済封鎖の対象となっていた諸国

(z) 北ベトナム(現ベトナム)、カンボジア、北朝鮮、キューバ、中国(一九七九年以降、新通商協定により最恵国待遇)

このような米ソ冷戦体制は、一九五六年以降のフルシチョフ時代、その平和共存路線によって協調の方向に動き始め、東西貿易についても現実的可能性がみえてくる。一九五九年のミコヤン、フルシチョフの訪米、アイゼンハワー大統領との首脳会談の実現などで通商の正常化が議題となった。しかし、フルシチョフはその課題を解決できずに一九六四年解任される。

(二) 一九六九年輸出管理法 (Export Administration Act of 1969, Dec. 30, 1969)

米国議会は、一九六〇年代に入ると欧州における雪どけによる東西貿易の拡大に対応して、一九四九年の輸出規制法および一九五一年のバトル法などの重圧から解放されて、米国産業界が東西貿易を自由に行うべしとする議会(一九六四年の上院外交委員会報告の東西貿易拡大報告)などの要請に応じて、輸出規制緩和の試みを行っている。その趣旨はヨーロッパ諸国あるいは日本がココムの規制の枠内ではあるが、東西貿易を急速に発展させている現状を黙視できないし、米国産業界も、他の西側諸国なみに東西貿易の利益にあずかりたいという気運が議会、大統領府にも高まったからである。

これらの動向を代表するのが、採択はされなかったが、東西貿易の自由化を求める有力議員らによる法案、East-West Trade Relations Act of 1966⁽⁶⁾である(これらは一九七二年に再度、同様の法案が提案されている)。最も重要

な法律としては失効する一九四九年輸出規制法に代わって、一九六九年に輸出管理法が採択されたことである。輸出が規制（Control）から管理（Administration）に変化したのである。同法の特徴は、規制対象、品目を包括許可、個別許可とすることは旧法と変わりはないが、個別許可を例外とし、四百品目に関して包括許可としたことである。そして、米国以外の国から自由に共産圏諸国に供給できる品目の規制と軍事的価値の低い品目についての規制を撤廃するとしたことである。

このような米国政府の対東西貿易の見直し政策は、欧州における西ドイツを中心とするデタント外交による東西貿易の急速な拡大に刺激されていることはいうまでもない。

フルシチョフ訪米以来、米ソの経済関係の正常化は双方の外交課題となっていたが、米国は通商協定の締結を実現するためにはその前提となるいくつかの障害をあわせて解決しなければならなかった。それは第二次世界大戦中、一九四二年の米ソ武器貸与協定によりソ連に貸与された総額一〇八億ドル余りにのぼる武器、軍需物資についての清算が未解決だったことである。⁽⁷⁾ 米国内法では一九三四年のジョンソン法以来、米国政府、国民に対して債務をもつ国家に対しての通商、金融上のコミットメントを禁止する規定があるからである。これらの問題をめぐっての米ソ間の本格的交渉が再開されたのが、ニクソン・ブレジネフ時代、スタンズ商務長官が訪ソした一九七一年一二月である。一九七一年から再開された交渉過程で、一九七二年五月にはニクソン大統領の訪ソが実現し、ブレジネフとの首脳会談によって交渉の基本原則が確認され、米ソ通商協定は、武器貸与問題とリンクして一括して解決される方式がとられた。

一九七二年一〇月二八日に調印された米ソ通商協定は同時に調印された武器貸与債務返済協定等と共にニクソン・キッシンジャー外交のいわゆるデタント外交を象徴する成果となった。⁽⁸⁾

米ソ通商協定と同時に調印された武器貸与債務返済協定によると、ソ連の債務総額は七億二、〇〇〇万ドル、返済はただちに開始され、ソ連政府は調印当日の一九七二年一月一八日付けで一、二〇〇万ドル、一九七三年七月一日に二、四〇〇万ドル、残額は二〇〇一年までに二八回の年賦で毎回二、四〇七万一、四二九ドルが分割で支払われることに約定された。しかもソ連側はただちにその支払いを開始している。

米ソ通商協定に関してソ連側は、最恵国待遇の相互承認、米国輸出入銀行によるソ連向け信用供与、ソ連通商代表部の米国での開設などを求めている。

一九七二年一〇月二八日に調印された米ソ通商協定⁽⁹⁾は全文九カ条からなり、最恵国待遇の相互承認、通商事務所の開設、第三国での商事仲裁の可能性などを規定している。

一九七二年の米ソ通商協定は、米国内法上、議会の批准手続きを要件とする条約ではなかったが、一九六二年通商拡大法以来、最恵国条項は大統領のみの権限ではなく議会の承認が要件とされているので、通商協定の発効のためには議会の承認がまず重大な政治問題として残されていた。

ニクソン大統領は、この種の大統領権限の制約に対抗して大統領権限を認める新通商法案を提案していたが、一九七四年通商法 (Trade Act of 1974, 一九七五年一月三日発効) は成立するまでの過程で、ユダヤ人移住問題が作家のソルジェニツィンの亡命問題とからんで米国議会のユダヤ系勢力および反共勢力の関心を集め、いわゆるジャクソン・バンニック (Jackson-Vanik) 修正案が成立してしまった。修正条項の内容は、①市民の移住の自由を拒否する国、②移住に関して目的以上に課税を行う国、③移住を希望する市民に目的以上の課税、罰金を課する国、に対して最恵国待遇を拒否する権限を与えるとするもので、実際には大統領が最恵国待遇を含む通商協定を締結する場合に、議会がこれらの条項に関して関与するものである。

事実、米国議会のこのような動きに対してキシンジャー国務長官は一九七四年一月に訪ソし、グロムイコ外相との協議の結果、ソ連政府から、ユダヤ人の自由出国の枠組を年間六万人とし、移住手続きについても無制約とする妥協案を得たといわれているが、米国議会の有力議員の態度を変えることができず、ジャクソン・バニツク修正案は採択された。

ソ連政府は、一九七五年一月一六日、米国政府に対して、ユダヤ人移住問題はソ連の国内問題であるとし、それを条件とする一九七二年の米ソ通商協定などの未発効を米側に通告している。

一九七四年通商法は、ジャクソン・バニツク修正による「人道条項」によって特徴づけられる。しかしまた、同法は従来の対共産圏通商の差別的な法体系を通商法一般の法体系に組み入れる目的もあり、「共産圏」という定義を廃して、「国家経済統制国」という用語を用いたことに象徴されるように、共産圏諸国との通商規制を一般的通商政策手段で実現しようとする内容をもっている。

米国法上、最恵国待遇の有無は、単に関税上の待遇の差にとどまらず、政府系金融機関（米国輸出入銀行、商品信用公社など）からの公的輸出信用の適用から通商関連法の解釈にいたるまで最恵国待遇条項の有無は大きな差別基準となる。一九七二年を頂点とするニクソン・キシンジャーの対ソ・リンケージ外交は、米ソ関係のトータルな改善をまず経済関係から着手したことに特色がある。これは「ウォツカ・コーラ」外交と俗称され米ソの特定企業間の経済利益の追求という面が強いが、米ソ間の現実的な経済関係が正常化され、両国の大規模な経済協力が政治的デタントへ拡大する可能性があることも無視できなかった。米ソ協調のフレームワークは通商協定の不成立で部分的にしか実現しなかったとはいえ、その当時、改善され、正常化された米ソ間の諸協定は一時的停止期間もあるが依然かなりのものは有効である。

- ・海運協定（一九七二年一〇月一四日、これにより相互に寄港できる米・ソそれぞれの四〇港を開放した。ただし、一九七五年でいったん協定は失効した。）
 - ・米ソ合同経済委員会設立（一九七二年五月二六日協定）
 - ・在米ソ連買付け代表部設置（一九七二年一〇月一八日、当初カマ河自動車プラント買付け代表部と呼ばれ、一九八二年一月一三日まで存続）
 - ・農産物買付け協定（一九七二年七月八日）
 - ・ワシントン、モスクワの通商サービス拡大のための合同米ソ商工会議所の設置（のち、米ソ合同貿易・経済評議会、一九七三年六月二二日協定）
 - ・政府通商代表部設置協定（一九七三年一〇月三日）
 - ・米国内に、東西貿易審議会設置（一九七四年二月一日）
- (三) 一九八五年輸出管理法 (Export Administration Amendments Act of 1985, July 12, 1985)
- 前述のように一九六九年輸出管理法体制は、関連する諸法と行政府の政策の変更によって一九四九年輸出規制法―一九五一年バトル法体制を大幅に改正して、米国の対共産圏諸国輸出規制を緩和した。同法は一九七二年と一九七七年に改正を追加しながら（いずれも時限法であるので）、一九七九年輸出管理法 (Export Administration Act of 1979, Sept. 29, 1979) へと引き継がれる⁽¹⁰⁾。
- 一九七九年輸出管理法は国家安全保障および外交政策の目的によって輸出規制が行われることを確認しているが、同時に米国内産業界が東西貿易のメリットにも参加できるように、輸出ライセンス発給手続きの簡素化のための必要事項の明確化、輸出規制に関して不明確な事項を最少限にし、東西貿易を促進することが米国内通商政策の基礎であると明

言する。

同法の施行によって、形式的にはそれまで存続していた一九五一年バトル法が失効し、“共産圏への輸出”という表現が消えて“米国への脅威となるすべての国への輸出”という表現に修正されている。形式的には対ソ封じ込めを修正して、一般化した輸出規制を指向したのである。

一九七九年輸出管理法の施行にともなって、商務省が定期的に公表する国別規制リストによると共産圏諸国は以下の五つのカテゴリーとなっている。vはもつとも規制がかかるく、zがもつとも厳しく、事実上、輸出禁止である。

v ユーゴスラビア

p 中国

w ポーランド、ルーマニア、ハンガリー

y チェコスロバキア、ブルガリア、アルバニア、東ドイツ、ソ連

z ベトナム、北朝鮮、カンボジア、キューバ

一九七九年輸出管理法は、法運用上の権限を大幅に大統領に与えているので、輸出規制は時の大統領の政策に大きく左右される。

米政府の対ソ外交は、一九七〇年代後半、そのデタント路線を変更する⁽¹¹⁾。一九七六年の選挙戦で共産圏諸国の反体制運動に好意的態度を示したカーター大統領は共和党政権と異なり、一九七四年通商法に導入された人道条項をその後しばしば発動して、対ソ輸出規制を行った。

一九七八年にはソ連の反体制運動家シャフランスキー、グリンツブルグの有罪判決に抗議する意味で、タス通信社発注のスペリー・ユニバック社のコンピューター・システムの輸出申請を不許可とした。しかしソ連側は同種のコン

ピューターをフランスから購入することで米国の経済制裁を排除している。

さらに一九七九年末、アフガニスタン事件が発生したことで、カーター大統領は対ソ輸出の包括許可手続きを拒否して、すべての品目について個別許可制に戻してしまった。そのうち、いくつかの特定品目、特に農産品に関しては、一九七五年米ソ穀物協定（一九七五年一〇月二〇日調印）を失効させ、事実上の禁輸が決定された。また、一九八〇年に予定されるモスクワ・オリンピック関連物資の禁輸も決定された（一九八〇年二月、四月）⁽¹²⁾。

一九八〇年の民主・共和両党間で争われた大統領選では、レーガンは農民票を意識してカーター政権の対ソ経済制裁のうち、農産品輸出規制を批判し、選挙戦に勝利した。しかし、レーガンの対ソ外交政策はカーター政権以上に外交と通商政策をリンケージさせ、むしろ米国内の保守勢力に支持されている点からするときわめて反共的外交政策に力点をおいたものである。

レーガンは大統領就任後の一九八一年のオタワ・サミット以降、アフガニスタン、ポーランド問題に対するソ連外交の危険性を強調して、再び対ソ封じ込めのための西側の協力を強調している。

アフガニスタン問題が未解決のまま東西関係が緊張している時、ポーランド問題が発生した。事態を急転させたのは一九八一年一月三日にポーランドに布告された戒厳令である。レーガン大統領はポーランド当局のみならず、ソ連当局に対しても、戒厳令はソ連当局の政治的圧力によって生じた事態だとして、対ソ・対ポーランド経済制裁を一九七九年輸出管理法にもとづいて決断する⁽¹³⁾。

大統領はまず、一九八一年一月三十一日まで効力をもつすべての対ソ輸出許可を停止させ、特に石油精製・ガス開発生産関連技術の輸出規制を強化した（一九八二年一月二十五日）。

一九七九年輸出管理法は時限法（効力は延長されて一九八三年九月三〇日）であるので、同法の草案起草に関して

は早くから議論が行われていた。大統領の意向は国防省の強い主張によって同法の適用の範囲を国内企業に限らず域外効力も十分に機能させる内容を盛り込ませることであつたようである。

だが西側内部においては、一九八二年のベルサイユ・サミットで対ソ経済制裁について米国政府の立場が西側諸国に十分理解されたとする米国政府と、それには必ずしも同調できないとする西欧諸国との間に大きな認識ギャップがあり、それによるかなり激しい外交上の緊張が生じていたのである。

米国政府は西欧諸国（西ドイツ、仏、英、伊など）がソ連との間に進めている西シベリアの天然ガス開発プロジェクトに対して実現を阻止する動きに出た。米国の立場は、外貨事情に苦しむソ連経済であるから、ソ連の外貨収入の可能性をとぎすことでソ連の軍備増強も阻止できるとする理解である。しかし西欧諸国は、すでに一九七〇年代のデタントで長期的経済協力の枠組が実現しているところから全欧州的な伝統にもとづく相互依存関係を認識し、貴重なエネルギー供給源としてのソ連を経済協力の信頼できるパートナーと判断している。しかも東西経済協力の拡大は、平和的共存の基盤を強化こそすれ、ソ連の軍備強化につながるものではないとする主張が一般的に支持されていた。⁽¹⁴⁾

米国と西欧（この後は日本も西欧に同調）の対立は一九八二年六月一八日、レーガン大統領が対ソ経済制裁措置の第二段階として発表した天然ガス・パイプライン関連設備および技術の対ソ禁輸が、米国企業だけでなく、西欧における米系企業および米国の技術にもとづく製品を輸出する外国企業の場合にも適用されるとされたことで頂点に達した（Export Administration Regulations, June 22, 1982⁽¹⁵⁾）。

これに対し、西欧諸国はいっせいに激しく抗議し、各国政府だけでなくEC諸機関も国際法上、また外交上もそれぞれの主権的事項に属する問題に対する米国政府の不当な干渉であると非難した（一九八二年八月一二日、EC各機関⁽¹⁶⁾）。

西欧各国の抗議は、法的には一九七九年輸出管理法の域外効力規定により、各国の国際法上の主権にもとづく管轄権が侵害されたとすることにあるが、EC側はそれに加えて、EC加盟国は共通通商政策として対ソ連通商問題に対応しており、⁽¹⁷⁾米国法はこのECに付与される共通政策にもとづく管轄権を侵害すると非難する。

レーガン大統領の一九七九年輸出管理法にもとづく決定が遡及効果をもつことも問題であった。西側企業はすでにソ連側と契約にもとづいて船積みの準備を行っていたので、米国の輸出管理法にもとづいて船積みを停止し、ソ連に契約にもとづくペナルティを支払うか、あるいは米国法の規制を無視して、一九七九年輸出管理法にもとづく制裁を受け入れるかの選択に迫られた。

シベリア・パイプラインプロジェクトに関連した西欧企業は、仏 Creusot-Loire、英 John Brown Engineering、西ドイツ AEG-Kaiserslautern、Mannesmann、伊 Nuoro Pignone などのほか、オランダ、ベルギーの企業に及んだ。

仏政府は自国企業に対し、米国法を無視することを指示し、英政府はサッチャー首相がレーガン外交に好意的ではあったが、国内法（一九八〇年の通商利益保護法）にもとづいて船積みを実施させた（一九八二年八月二七日）。

一方、米国政府は輸出管理法にもとづき違反した外国籍企業に対する制裁を直ちに実行に移し、上記の西欧企業に対する石油・天然ガスの開発、生産・輸送・精製に関する米国製の機器および技術データの輸出禁止とする対抗の制裁を発表している（一九八二年九月九日⁽¹⁸⁾）。

この米・西欧の対決は、一九七九年輸出管理法が本来目的とする西側諸国の協力のもとに実施する対ソ輸出規制が外交政策の不一致から、そのための協力体制が破綻して、逆に西側内部の緊張を高める結果となってしまった。

一応、両者の対決は一九八二年一月一六日の七カ国大使会談（米、英、伊、仏、西ドイツ、日本、カナダ）で結着がつけられ、次のような妥協が成立した。米国政府は石油・天然ガス輸送・精製設備・機器に対する対ソ輸出規制

を以後撤廃する。対ソ・エネルギー輸入、信用供与、戦略的商品の輸出規制強化について共通政策をとるための共同調査を開始することに各国政府は同意する。という内容である。そして西欧諸国は、その共同調査の完了まではソ連からの新規天然ガス買付けを行わないことを確認したという。⁽¹⁹⁾

シベリア・パイプライン問題をめぐる西側内部の紛争は、米国の一九七九年輸出管理法にもとづく対ソ輸出規制が、一九四九年輸出規制法および一九五一年バトル法の時代と異なり、米国政府自体に対ソ輸出規制を有効に機能させる国際的強制力をもつメカニズムがすでになくなっている事態を明らかにした。さらに西側同盟諸国の強力な外交上の同調がない限り米国政府の意図は実現できないというデイレンマをも示す結果となった。

このような背景で、一九八三年に失効する一九七九年輸出管理法に代わる新輸出管理法案が一九八三年以降、議会の内外で検討されてきた。しかも、同法失効後も新法案の検討がまとまらず、旧法を暫定的に延長しようやく新法は一九八五年に成立した。一九八五年七月に採択された一九八五年輸出管理改正法(Export Administration Amendments Act of 1985, July 12, 1985)は、ココムの運営強化と大統領の二国間・多国間の輸出規制に関する権限を強化し、さらにココムに参加していない途上国などに対しても対ソ輸出規制に協力させるよう大統領の交渉権を拡大している。⁽²⁰⁾

輸出規制に違反する企業についての制裁は厳しい。実際の輸出はもちろん、輸出の意図が確認できれば処罰の対象となり、さらに輸出の直接の当事者でなく関連した下請契約の当事者も含まれるとされる。罰則は輸出品の没収のほか、米国企業のライセンスによって米国外の第三国で外国企業によって生産された場合、当該外国企業による米国向け輸出は全面的に禁止されるとした。

法案の審議過程では、米国の輸出管理法が、一九八〇年代の東西経済協力の現実にくぐわらない問題点が指摘されて

いた。

米国が圧倒的な指導力（政治力、経済力）をもった一九五〇年代と異なり、米国のみが輸出規制を強化しても、ソ連は西欧諸国、日本などから容易にそれらを輸入できるのであるから、米国の輸出管理法による規制は他の西側諸国並みの水準に緩和すべしとする説。

これに対して国防省、議会の一部のいわゆる「タカ派」グループは、軍事的なソ連脅威論を前提に、ココムなどの国際合意の強化によって対ソ経済・技術の封じ込め政策を実効性のあるものとすべく、そのための具体的手段を欠いた一九七九年輸出管理法の弱点を修正して国際協力を確保する手段を新輸出管理法に盛り込むことを主張したのである。

つまり、米国がココムなどを通じて要請する対共産圏輸出規制の西側諸国間における国際的ネットワークを強化して、米国企業だけでなく、外国にある米系企業、米国の技術にもとづいて製造される製品、米国と通商関係をもつ外国企業をも法的対象に含め、これら外国の私人、法人がココムなどの規則に違反する場合は、旧法では米国企業それら企業への特定技術、製品の供与を禁じるとだけ規定されたのに対して、新法では制裁としてはより実効性の高い米国市場への輸入拒否などの規定が盛り込まれたのである。審議過程におけるこれらタカ派の主張の大半は法案に組み入れられ、それらが一九八五年輸出管理法の特色となっている。つまり、一九八五年輸出管理法は、一九六二年通商拡大法の新条項を追加して、輸出管理法の国家安全保障に関する規制に違反した場合、米国への物品・技術の輸入は大統領の規制に服するものとし、外国の企業の違反者に対して輸入禁止措置がとられる可能性が盛りこまれた。

また、ココムなど国際的約定に違反した場合も米国への輸入が禁止されるが、その場合は、米国への輸入規制は、米国政府の一方的判断のみではなく、当該政府との事前の交渉が義務づけられており、それが不成功の場合に限り、

なおかつ六〇日の猶予をつけて関係国に通告し、その六〇日間に約定国の過半数が制裁に同意するか、あるいは否かを表明しない場合に限るとしている。

一九八五年輸出管理法の旧法との比較でのもう一つの特徴は大統領が外交政策を根拠として輸出規制を決定するに際しての権限が若干規制されたことである。

シベリア・パイプライン事件では大統領は絶対的権限を行使し、米国外交に大きな波紋が投ぜられたが、このことへの議会の批判もあり大統領が外交政策にもとづき輸出規制を決定する場合のクライテリアが一九七九年輸出管理法より厳しく規定された。つまり規制によって外交政策が達成される蓋然性、規制が米国の外交政策に合致し、外国の反応、規制が有効であることを大統領が確認した場合にのみ禁止措置ができるとした。また、そのことを事前に議会と協議しなければならぬとするほか、輸出規制の目的、クライテリアに合致する理由などを説明する報告書の議会への提出義務も規定している。

外交政策の具体例としては前述のシベリア・パイプライン事件が好例だが、ほぼ同時に発生した米国政府の対ポーランド経済制裁の問題もかなりの問題点を含んでいるので以下ではその発端となる動機とその結果をみてみよう。

大統領が外交政策の考慮から輸出規制その他の経済制裁を決定する場合の根拠法は、かならずしも輸出管理法だけではない。その他米国輸出入銀行法、通商拡大法、通商法の適用の際にも、外交政策にもとづく大統領権限が発生する。

一九八〇年当時、米国におけるポーランド問題についての立場は大別して強行論と現実論に二分された。

現実論はポーランドが東欧諸国中、米国と最も友好的諸関係を発展させ、政治的、経済的、文化的交流をもち、また多くの米国民の祖国であるという伝統的關係もあり、ワルシャワ条約加盟国の枠のなかで基本路線は維持しながら

らも、注意深く独自性を保っており、ポーランドにおける一九八〇年八月以降の政治的実験は何度かの危機を回避して独自の多元性ある政治体制を進展させる期待をもたせてきたと評価する。したがって経済的側面からすれば（財務省の判断によれば）ほぼ国家的破産に近い状況とはいえ、可能なかぎり援助あるいは協力関係を続けるべしとする。

他方、強行論は共産主義体制内には基本的には国別の相違はなくポーランドの政労新体制はいずれソ連の介入によって消滅されるであろうし、ポーランドへの西側の経済援助はポーランドの共産主義体制の維持、またソ連ブロックの経済体制を支える効果をもたらし、間接的にソ連の軍事力増強に財源を提供することになると主張する。さらにこれらの強行論の一部は、ソ連が最終的にポーランドに軍事介入すれば、それは西側同盟諸国間にあるソ連体制への幻想をうちくだし、同盟関係を引き締める効果をもたらし、西側陣営内部のデタント以降の不統一が解消され、同盟国が西側の安全保障の再編成に対して応分の負担を歓迎する状況をつくりだすであろうとまで主張する⁽²¹⁾。

伝統的な米国政府の立場は現実論に立脚するものであったので、一九五六年以降のポーランドに対しては実質的に通商上の最恵国待遇を認め、余剰農産物援助に関する第四八〇号法にもとづく余剰農産物援助協定（一九五七年六月七日）また、農産物取引に対する信用供与についても一九五四年農産物取引発展援助法（Agricultural Trade Development and Assistance Act of 1954）にもとづいて共産圏諸国のなかでは一九四八年のユーゴスラビアについてポーランドは例外的に待遇されていた。

このようなポーランドに対する特別な処置をジョンソン大統領は米国議会に対する一九六三年一月一六日の報告で、以下のように述べている。すなわち、大統領はそのような処置がアメリカの国益にかなうものであり、国際共産主義に支配された諸国の独立をうながすものだと確信する⁽²²⁾。

米国のポーランド政策が転換したのは一九八一年一月三日のヤルゼルスキ政権による戒厳令の布告を契機とす

るポーランド国内状況の変化である。レーガン大統領はただちに軍政の導入による連帯労組の非合法化に抗議し、連帯労組の形成によるポーランドの政治実験はソ連が実質的に介入したヤルゼルスキ政権の戒厳令体制下で崩壊し、ソ連型社会主義体制のポーランドにおける支配構造を強化する結果をもたらしたと判断して、ポーランドに対する一九五一年以来はじめての経済制裁を決定した（一九八二年一月二三日）。

米国の対ポーランド経済制裁は米国輸出入銀行法などにもとづく政府系金融機関を通じての輸出信用、保険供与の更新停止、米国内へのポーランド定期航空の乗り入れ停止、ポーランド漁船の米国漁業専管水域での操業禁止、輸管理法にもとづく高度技術の輸出規制強化などである。

ポーランド国内の政治状況は一九八三年七月二二日に戒厳令が解除されて事情が変化したが、それだけでは米政府の態度を変更させることはできず、一九八四年七月二日に恩赦法が公布されて、政治的理由にもとづく旧連帯労組関係者六五二名の釈放が実現したことで米政府はようやく、一九八四年八月三日付で経済制裁の一部を解除し、ポーランド定期航空の米国への乗り入れ許可、両国間の科学技術交流の再開を認めた。しかし経済制裁のなかでもポーランド側の期待した信用供与、国際通貨基金（IMF）へのポーランド加盟に対する米政府の拒否権に関しては依然制裁処分として継続されたままであった。⁽²⁴⁾

対ポーランドの経済制裁が全面的に解除され、ポーランドの対米関係が一九八一年一二月の以前の状況に回復したのは一九八七年二月一九日である。⁽²⁵⁾

レーガン大統領が対ポーランド経済制裁を全面的に解除する過程では、さまざまな米国内部、外部からの政治的動きがあり、これらが大統領の外交政策上の考慮にもとづくところの経済制裁の解除という決定に結びついたものと思われる。

まず、一九八六年八月一四日付リピンスキ下院議員（シカゴ選出）をはじめとする三五名の超党派上院・下院議員が大統領あての書簡で米国政府の対ポーランド政策、特に経済制裁政策を危惧し、すみやかな経済制裁解除を求めた。⁽²⁶⁾

米国政府のポーランド問題に対する関心は一九七五年のヘルシンキの全欧州安全保障協力会議の原則にもとづく人権保障からみて連帯労組の存続を求めることであった。つまりポーランドの内政問題を米国政府の外交政策と直接結びつけてポーランド問題に介入し、ヤルゼルスキ政権に影響力を行使することにあつた。米国の政府および議会の代表は一九八三年以降ポーランドを訪問する際に、法的には解散し、実質的にも活動を停止した旧連帯労組の幹部との接触を公式に求め、あたかもポーランドに二重政権の状況が存在するかのような立場をとつた。

他方、ポーランド国内の旧連帯労組を支持する側においても、戒厳令布告当時こそ、このような米国政府の経済制裁を大歓迎したのであるが、その経済制裁によつてポーランド経済がますます危機に直面する現実（ポーランド政府の報告では損害額は約百五〇億ドル⁽²⁷⁾）を認識するにつれ、米国の制裁政策があやまりであることを訴える動きを示してきた。

その一つが旧連帯労組議長のアウエンサを中心とするいわゆる反体制派知識人九名が、一九八六年一〇月一〇日付のレーガン大統領あての書簡で、経済制裁の解除を訴えたことである。⁽²⁸⁾

米国政府の一九八七年二月一九日付の対ポーランド経済制裁解除については、旧労組連帯の支持からヤルゼルスキ政権との正常化という米国の外交政策の変化という事態を生ぜしめるだけに米国政府はその国内的対応として旧連帯労組の残存組織に対して経済援助を行うという政策もあわせてポーランド政府に要求した（一九八七年二月ホワイトヘッド(Whitehead) 国務次官補が訪泊した際、同氏はポーランド政府首脳だけでなく、アウエンサ氏など旧連帯幹

部と接触した。)

これに対しポーランド政府は旧連帯労組の実体はないとし、非合法化された運動に対する資金援助は認められないとしたが、米国政府が旧連帯労組に一〇〇万ドル相当の医療品などを寄贈するという方法で両政府間の妥協が成立した。

- (1) H. Berman, J. Garson, "United States Export Controls-Past, Present and Future.", *Columbia Law Review*, vol. 67, 1967, pp. 791. 小原喜雄「アメリカの輸出規制とその国際的拡がり」*ジュリスト*一九六九年九月一五日号、第四三四号、七二頁。
- (2) N.A. Groebner, *Cold War Diplomacy: American Foreign Policy, 1945-1975*, D. Van Nostrand, New York, 1977.
- (3) H.J. Berman, *The Export Administration Act: International Aspects*, *Proceedings of American Society of International Law*, 1980 pp. 82-94.
- (4) 入江啓四郎「対立陣営の通商差別待遇論争」*国際法外交雑誌*五一卷三〇四号昭和三十七年、三三三頁以下。
- (5) L.E. Davis, *The Cold War Begins: Soviet-American Conflict over Eastern Europe*, Princeton University Press, Princeton, 1974.
- (6) H.J. Berman, J.R. Garson, *Possible Effects of Proposed East-West Trade Relations Act Upon U.S. Import, Export, and Credit Controls*, *Vanderbilt Law Review*, vol. 20, 1967, pp. 279-302.
- (7) 鈴木輝二「東西貿易・経済協力の発展経過と制度」*東西経済協力の制度と実態*、ソ連東欧貿易会一九七七年、七頁以下。
- (8) S. Hoffmann, *Detente, The Making of American's Soviet Policy*. (ed. by J.S. Nye Jr.), Yale University Press, New Haven, 1984, pp. 231-263.; M. Goldman, R. Vernon, *Economic Relations, The Making of American's Soviet Policy*. (ed. by J.S. Nye Jr.) 1984 op. cit. pp. 159-188.
- (9) R. Starr, *A New Framework for Trade Agreement*, *American Journal of International Law*, vol. 67, No. 63, 1973, pp. 63.; T.W. Hoya, *East-West Trade, Comecon Law American-Soviet Trade*, Oceana Publications, New York, 1984, pp. 31-89.
- (10) H.J. Berman, *The Export Administration Act: International Aspects*, *Proceedings of the American Society of International*

- Law, op. cit. pp. 82. J.B. Bingham, *The Export Administration Act of 1979, A Congressional Perspective*, op. cit. proceedings, pp. 88-94.
- (11) S.P. Huntington, *Renewed Hostility, The Making of American's Soviet Policy* (ed. by J.S. Nye Jr.), op. cit. pp. 265-289.
- (12) An Assessment of the Afghanistan Sanctions: Implications for Trade and Diplomacy in The 1980's, Report prepared for the Subcommittee on Europe and the Middle East of the Committee on Foreign Affairs, U.S. House of Representatives, April 1981, pp. 19.
- (12') 米ソ間の穀物供給に関する協定は第一次協定が一九七五年に第二次協定が一九八三年に締結されている。一九七五年協定は一九八〇年がカーター大統領の決定で一時停止されたが、一九八一年までの効力を一九八二年までに延長された。レーガン大統領はその失効後、あらたに一九八三年協定を締結し、穀物取引に関する米ソ協力を維持している。J.P. Hardt, *Long-Term Agreement (LTA), Some Considerations for Agricultural Trade, The Politics of East-West Trade*, (ed. by G.B. Smith). op. cit. pp. 143-157.
- (13) 鈴木輝二「ポーランド問題―その政治的背景」鈴木輝二編「一九八〇年代の米国の東西経済協力政策」ソ連東欧貿易会、一九八二年、五五頁以下
- (14) L.G.A. Griessbach, *East-West Trade: A European Perspective, The Politics of East-West Trade*, (ed. by G.B. Smith). op. cit. pp. 237-245.
- (15) *The Economist*, September 4, 1982, pp. 13.
- (16) Editorial Comments, *Common Market Law Review*, vol. 19, No. 4, Nov. 1982, pp. 497.
- (17) 鈴木輝二「社会主義国際経済法の新展開(二)―上、下―」*ロメコン・EC協力協定交渉の問題点*―「香川法学」四巻一号、二号、昭和五九年、二頁以下。
- (18) 小原喜雄「東西貿易をめぐる先進国間の経済摩擦」『国際法外交雑誌』八四巻、三号、一頁以下。
- (19) 鈴木輝二「米国の輸出規制体制と東西関係」『国際商事法務』一卷、一〇号、一九八三年、七六一頁。
- (20) 澤田寿夫「米輸出管理法の緩和と強化」『国際商事法務』一三巻、一一号、一九八五年一月号、七六一頁以下。
- (21) D. Smith, Poland: Its Renewal and a U.S. Strategy, Committee on Foreign Relations, U.S. Senate, Oct. 30, 1981.
- (22) H.J. Berman, J.R. Garson, Possible Effects of the Proposed East-West Trade Relations Act Upon U.S. Import, Export; and

Credit Controls, op. cit. p. 283.

- (23) 鈴木輝二「ポーランド問題―その政治的背景」一九八〇年代の米国の東西経済協力政策」前掲、八二頁以下。
- (24) Zycie Warszawy, 4 VIII. 1984r.
- (25) Prezydent USA ogłosił zniesienie pozostałych restrykcji przeciwko Polsce, Zycie Warszawy z 20 II. 1987r.
- (26) Z. Broniarek, Opinia USA a Polska: Tendencje oparte na realizmie, Trybuna Ludu 27 XI. 1986r.
- (27) Geneza, przebieg i skutki restrykcji USA wobec Polski, Trybuna Ludu, 4-5. X. 1986r.
- (28) 九名のなかには、連帯労組の理論家、マゾビエッキ、歴史学者、ゲレメックなどが含まれている。Tygodnik Powszechny, Kraków, 26. X. 1986r.

三、対共産圏技術輸出規制

(一) 東西技術移転

ソ連が世界一流の科学技術開発を進める国で、世界有数の先進技術国⁽¹⁾であり、特に軍事技術に関して米国と拮抗する水準にあるが、同時にその水準が不調和である事実は知られている。一九七〇年代にいたって西側からの技術導入を積極的に進めた理由は、当初は少なくとも民生技術の遅れをカバーするためのものであった。したがって一九七〇年代前半においては、ソ連・東欧諸国では重化学工業を中心にしたプラント建設・設備導入が積極的に行われた。民生技術においては軍事技術と異なり、経済性が優先する。ソ連は自力で開発した場合のとてもないコストと時間の損失を考慮して西側からの技術導入を決意したものである⁽²⁾。

一九七〇年代のソ連・東欧諸国の市場では西欧諸国、日本、おかれて参入した米国の企業が大規模な地域開発プロジェクト、工業プラントの設備輸出をめぐって激しい競争を展開した。各国は技術力、輸出条件、特に長期信用の金利をめぐって激しく競争した。

ココムでは技術を中心とする輸出規制が問題であるが、一九六〇年代後半から一九七〇年代における東西経済協力の焦点は金融協力、特に西側諸国の提供する長期信用の金利をめぐる競争の過熱を規制するのが問題であった。一九六〇年代には西側諸国はベルン合意という非公式な秘密約定で、対共産圏諸国への中期・長期信用の一定の金利条件を約定し、それ以上有利な条件を供与しない立場を維持していたが、実態は競争原理が先行して各国はその合意が守れず、むしろソ連東欧諸国に有利な条件で長期信用を供与していった。⁽³⁾一九七〇年代にはワシントン合意で、この西側の混乱を再び統一しようとしたが、結果としては十分機能しなかった。今日、パリ・クラブとして西側債権国諸国が債務返済条件をめぐる協議のための国際的フォーラムを維持しているが、それは各国が累積債務問題に関して共通の利害をもつからであろう。

さて、一九七〇年代後半に至って世界不況もあって東西貿易は一般的に不振になり、東側諸国への重化学工業系のプラント輸出が一段落すると西側諸国の技術輸出は高度技術、特に生産設備合理化のための電子関連技術が中心となる。

東側諸国は、一九七〇年代後半から一九八〇年代にかけての東西貿易の不振による入超と累積債務問題をかかえて、将来の東西貿易における産業構造の变革が課題となっていた。東側はより付加価値の高い製品輸出によって入超を解消するためにアジア新興工業諸国にみられるように工業製品輸出を可能とするための継続的な設備投資が必要となった。輸入高度技術による高度工業化は東西間の技術移転を不可欠なものにしていたのである。

高度技術の対共産圏輸出となると西側諸国では米国、日本、西欧諸国との間にかかなりの利害対立が生まれてくる。米国が高度技術に関して圧倒的に優位な地位を維持する状況は基本的には変わらないが、日本が一九七〇年代後半以降かなりの分野で米国に接近した技術水準をもつようになり、西欧諸国は米国と日本を追う立場にある。しかしその日本も西欧諸国も対米国関係では米国の高度技術を受入れる立場にあるし、一九七〇年代のプラント設備の輸出競争にみられたように東側の市場で、西側諸国が単純に対等な競争関係をもつというわけではなくなった。

一九七〇年代の東西間技術移転の問題は、いったん東側に移転された技術による工業製品の世界市場に与える影響であつて、西側の一部にはブーメラン効果による市場攪乱を恐れる声があつた。しかし、東側の集権的非能率な経済管理制度では、技術移転のテンポがそれ程早くなく、西側はその間、民生技術の優位性を維持するための研究開発を東西貿易の利益からえた資金でおこなうことができ、西側は、東西経済関係でより多くのメリットがえられるとする説が一般的であつた。⁽⁴⁾

西欧諸国の場合は、東西経済協力は、一九五〇年代の一時期を除けば、歴史的通商関係であるので、東西間技術移転に関しても基本的にはリベラルな立場がとられている。より重要なのは、東側市場での競争で自国の秀れた工業技術力を東側当局にアピールすることであつて各国独自の輸出規制という考え方をつい最近まで最小限の戦略的品目を除いてもっていなかつた。

(二) 米国の高度技術輸出規制政策

米国は西欧諸国と比較すると伝統的な東西貿易に関わりは少く、一部の産業界が革命後のソ連に関わりをもつ程度で、デタント期において米ソ経済関係が急速に改善された場合でも、農産物取引が中心であつて技術移転が通常の経済協力で進展する問題について一九七〇年中頃までは関心は比較的低かつたといえよう。

したがってカーター政権に始まり、レーガン政権によって本格化した対ソ高度技術輸出規制政策は、通商上の関心を無視しても米国の先端技術に関する優位性を、国際政治、戦略の上で最大限に活用して米国の世界戦略におけるヘゲモニーを最大限に長期的に維持することに重点をおくものであった。

米国の技術輸出について戦略、国家安全保障に関して最初の総合的プログラムを提起したのは一九七六年のブシイ (Bucy) 報告 (Highlights of the final report on export of U.S. technology as presented to the Defense Science Board on 27 February 1976 議長・J.F. Busy、テキサス・インストルメント社会長) である。議長が半導体の米国での最有力メーカーの会長であるのも象徴的である。

ブシイ報告⁵⁾は、フォード大統領の提言で設立された小委員会で、構成メンバーは、国防省、商務省、中央情報局 (CIA)、民間企業代表ら一五名から成り、それぞれが航空機、ジェット・エンジン、一般機械、戦略的テクノロジーの四部門について、東西技術移転の範囲とそれにもなう戦略的意義を検討し、報告書は、大統領に対する勧告となっている。同報告は、技術進歩における技術を革命的技術と進化的技術に区分し、革命的技術のもつ時間的優位性を戦略的に長期化させるために革命的技術の東側への移転を拒否し、進化的技術については東側への移転を考慮するとする立場を提言する。それと同時に、米国の革命的技術を活発な開発研究活動で維持し、その戦略的優位性を持続させるために革命的技術の時間的優位性を最大化させることを勧告する。

上記の技術戦略に関する勧告と同時に、国防省および商務省に対しても勧告の一般原則にもとづく両省の作業を指示する。

勧告の核心は、米国の技術の時間的優位性という概念を確認したことであり、それをいかに最大限に長期的に維持するかにあるとし、そのための問題点を提起する。技術の時間的優位性は消滅しやすいとも指摘する。基礎概念やノ

ウハウが周知となり、それが有効に活用されると、時間的優位性は早急に消失するからだという。

技術後発国は、積極的な技術移転がなくとも、これらの方法で技術のギャップを埋めることができる。つまり技術後発国は自らの技術向上の努力もさることながら、技術の全般的な拡散によってえる技術情報によっても技術ギャップを埋めることができる⁽⁶⁾と結論する。したがって、国防省と商務省に対しては技術の拡散に対する規制を強化することを提言する。その目的のために、ココムの役割を高く評価し、さらにその強化のために西欧諸国のうち、ココム非加盟国のスイス、スウェーデン、オーストリアなどが、高度技術をすでに吸収しているところから、技術を東側に流出させる危険を指摘している。また、国防省に対しては政府間協定などによる学術交流、米国民の外国でのコンサルティング業務などについて再検討を要請している。このようにブシイ報告の意義は、東西技術移転の限界とそれをめぐる米国防政府の戦略上の政策の明確化を初めて提言したことにある。

その後、国防省を中心にして、従来の輸出規制法などとは異なる戦略的な視点からの輸出規制対象の技術リストが作成されている。核心的軍事技術リスト (Militarily Critical Technologies List = MCTL) がそれだが、これは軍事機密に属するもので未公表である。しかし伝えられるリストの内容は従来の輸出規制より明らかに厳格であり、クリティカル、テクノロジー概念を提起したことが特色である。

ブシイ報告にもとづく国防省の作業では核心的軍事的技術として、一五の技術領域が指定されたといわれる。⁽⁶⁾

- ① コンピューター・ネットワーク
- ② 大規模コンピューター・システム
- ③ ソフトウェア
- ④ 自動化された即時制御技術

- ⑤ 合成材料および防衛材料の処理・製造技術
- ⑥ 特定エネルギー
- ⑦ LSIおよびVLSIの設計、製造
- ⑧ 軍事的自動制御
- ⑨ 遠距離通信
- ⑩ 誘導・管制
- ⑪ マイクロウエーブ・コンポーネント
- ⑫ 軍用車輛のエンジン
- ⑬ 先端的光学
- ⑭ センサー
- ⑮ 海底システム

これらの技術分野において米国はソ連に対して五年から一八年の時間的優位性を確保しているといわれるが、同時に、この技術分野は軍事技術であると同時に民生技術であることが問題である。

核心的軍事技術リストは法的な意義をもつものではないが、国防省を中心とする技術輸出規制に関する行政機関、一九七九年輸出管理法および一九八五年輸出管理法の起草過程においても影響を与えた技術戦略思想の骨格をなすものである。

これら国防省の作業に平行して、ココムのレベルでは一九八二年以降、ココム・リストの改訂交渉が進められており、ようやく一九八四年七月一二日最終的合意に達して、一六〇余りのカテゴリーのリストが作成されているが、国

防省の上記の戦略構想が影響を与えていることはいうまでもない。

しかし、ココム・リストの改訂交渉が二年余りにわたったことは、ココム加盟国間のなかで米国の要求する戦略的技術輸出規制と他の加盟国とのそれに依然大きなギャップがあることを示していると思われる。

同時に、これらの動きのなかで、輸出管理法から「共産圏諸国」という表現が消えたことも注目しなければならぬ。一九七九年輸出管理法、ブシイ報告においても米国の技術優先性が戦略上、最重要事項として検討されるなかで、その覇権的地位をおびやかす国は「共産圏諸国」に限らないという意味を含んでいると理解すべきであろう。⁽⁸⁾

(1) 最近の科学技術庁の「科学技術白書」によると、一九八〇年の世界の研究者数比較ではソ連が断然第一位で一三七万人、米国が六十四万人、日本が三〇万人である。科学研究開発支出については比較に為替レートがからむので単純比較はむずかしいが、その人爲性も考慮したうえで、一応、円単位で以下のようになる。一九八〇年、米国が一三兆八、六〇〇億円、ソ連が七兆三、〇〇〇億円、三位西ドイツ四兆九、〇〇〇億円、日本がほぼ西ドイツなみで四兆七、〇〇〇億円である。しかしソ連の科学研究費は一九八二年をピークに下向し、一九八四年以降はほぼ日本なみになっている。そしてソ連はその予算の枠内で米国の二倍の研究員数を抱えていることからすれば科学技術大国であることに変わりはない。

ソ連の研究者数が一位で圧倒的であるとしてもその質が問われるかもしれない。ソ連の学位審査は一般にかなり厳しいといわれている。だが、その成果である科学技術開発の発明、応用の件数はどうかであろうか。世界的に一九七〇年代以降は特許の件数は減少ぎみである。しかし例外的にソ連と日本だけは特許発明件数を増加させている。一九八〇年、ソ連の発明件数は日本とほぼ同数の一六万五、〇〇〇件が登録されており、米国が六万二、〇〇〇件、西ドイツが二万八、〇〇〇件、英国が二万件弱である。

ソ連の科学技術開発システムのなかで最大の欠陥は応用面であるといわれている。科学者が発明した新開発技術・発明が国有とされ、国家管理になってしまふことで発明者と利用者は分断され、発明者はその応用に関与できないだけでなく、報償も期待できない。発明の開発に要した費用と個人・集団の努力は、発明の市場価値が否定されることで一定の感謝状とボーナス以外は報われることもない。新技術が集権的・計画的経済管理制度では自発的に応用される可能性はないことから最近の経済管理制度の改革で

は、新技術の適用、応用システムの改革に最大の努力が払われている。だがそれでも発明に市場価値を認め、それが企業内の技術導入の刺激にならない限り抜本的改革はむずかしいといわれている。(鈴木輝二「技術革新と中国法―特許法にみる中国・ソ連・東欧諸法の比較」日中経済協会会報、一九八五年三月号、第一三九号、一二頁以下)

(2) シベリア・パイプライン事件で、輸出規制されたソ連側は、後に、バルブを国産化して、米国の経済制裁に対抗している事実からみても、潜在的なソ連の技術力を過少評価することは危険である。T. Gustofson. The Soviet Response to the American Embargo of 1981-82: The Case of Compressors for the Export Gas Pipeline. (in) The Politics of East-West Trade. (ed) G.B. Smith Westview Press, 1984. pp. 129-141.

(3) 鈴木輝二「東西経済協力関係における多元主義」「共産主義と国際政治」五巻、四号、一九八一年一―三月、一頁以下

(4) P. Hanson. International Technology Transfer from the West to the U.S.S.R. Soviet Economy in a New Perspective. Washington, D.C. 1976. 邦訳「ソ連の西側からの技術導入とソ連経済への影響」「東西間の技術移転の諸問題」鈴木輝二編「ソ連東欧貿易会」一九七八年、一七七頁以下

(5) Highlights of the Final Report on Export of U.S. Technology as presented to the Defense Science Board on 27 February 1976.

(6) E. Frost, Deputy Undersecretary of Defense, Oct. 27, 1977. Hearing for Subcommittee on Economic Policy and Trade of the Committee on Foreign Affairs, U.S. House of Representatives.

(7) 山本武彦「経済制裁」日本経済新聞、一九八二年、五七頁以下

(8) 山本武彦「経済制裁」前掲書は、対共産国輸出規制という冷戦期の米国の戦略・外交政策は一九七〇年代後半以降の西側内部の技術、経済関係の変化で、破綻した。しかし米国はそれを国内法(輸出管理法など)とココムの強化で、再生しようとするが、その真意は西側内部における技術的優位権の確保という目的をあらわにしていると指摘する。

四、西欧諸国の対米政策

(一) 米国法の域外効力をめぐる関係国の国内法との対立

米国法はその管轄下にある私人、法人の対外経済関係に関してさまざまな法を制定して規制しているが、戦時下あるいは緊急時における米国市民、法人の経済活動に関する規制は、一九一七年対敵取引法(Trading with Enemy Act of 1917)⁽¹⁾、および同法が一九七七年に失効したあとそれに代わる一九七七年国際緊急時経済利益法(International Emergency Economic Power Act of 1977)⁽²⁾ によっている。

同法にもとづき財務省は政令(Foreign Assets Control Regulations)を公布しているが、それらによると同法にもとづく規制対象となるものは以下のカテゴリーの自然人、法人となる。

- ① 米国市民、居住者。
- ② 米国に存在するもの。
- ③ 米国連邦、州、属領の法にもとづいて設立された会社。
- ④ 設立地または事業活動地のいかににかかわらず、上記①、②、③のものにより所有され、あるいは支配される会社。

以上の四つのカテゴリーの自然人、法人が米国法の管轄権に服すると規定されることで問題となるのは、その属人主義による域外効力を外国会社、自然人が受けて、米国法が海外の米系企業に間接的に適用されるという問題が発生することである。つまり、米国会社・自然人が所有し、あるいは支配する会社という概念は、通常の親子会社の基準

が五〇%以上の株式の所有であることからすると、支配という概念を適用することで株式所有が五〇%以下でも経営に関して支配するに十分であれば米国法の管轄権の対象となることを意味する。したがって外国籍の事実上の親子会社（いわゆる多国籍企業）のほとんどは本法適用の対象となるのである。このような解釈が適用されることで、米国法の管轄に服する外国法人、私人の範囲は大幅に拡大され、米系多国籍企業をもつ関係国では、その国内法と米国法の対立という問題が発生する。

上記の対敵取引法は、第二次大戦後の法的に戦時にいたらない緊急時である朝鮮動乱、ベトナム戦、キューバ事件などの事態に対して直接援用されるだけでなく、冷戦期以降、対共産圏諸国との経済関係には準戦時的状況と判断されて、しばしば援用されてきた。それは米系企業の活動する関係国の国内法としばしば対立するものとなったのである。

最近では前述の一九八一〜一九八二年のシベリア・パイプライン問題で、米大統領の輸出管理法にもとづく決定が、西欧諸国における米系企業を拘束する域外効力をもつものであったことで各国の反発を招く重要な法律上の問題となったことは前述の通りである。

米国法がこのような域外効力をもつことで影響を受けるのは、米系企業の進出の多い国である。カナダ、英国、西ドイツ、その他EC諸国、日本などがその状況におかれているといつてよいであろう。一九五八年のカナダ・フォード事件ではカナダ・フォードの中国に一〇〇〇台のトラックを輸出する案件が米・フォードからの米国一九四九年輸出規制法にもとづく禁輸政策に拘束された問題で米・加の対立が明らかとなり、カナダ議会は抗議声明を出し、米・加首脳会談がもたれている。その結果、米国政府はケースに応じて米国法の適用除外とすることを決定している。カナダではこのほか、カナダ企業の通商上の利益に影響をもつ外国の法令、判決をカナダ企業が遵守することを禁止する

ことを、企業結合調査法（Combines Investigation Amendments Act of 1975）および一九八五年の外国の域外的措置法（Foreign Extraterritorial Measures Act of 1985）などによって司法長官の権限として認めている。

フランスと英国は、シベリア・パイプライン問題では、米政府が輸出管理法にもとづく域外効力を発動させたことに対して、それぞれの国内法を適用して対抗した。

それ以前の例としては一九六四年にフランスのベルリエ（Berliet）自動車の中国向けのトレーラー輸出に関する例がある。その商談の商社として契約当事者となったフランス法人の株式の三分の二が米国法人の所有となる米系企業であったために、米輸出規制法の適用を受けて対中国輸出契約が破棄されることになったことに対し、同社、フランス人取締役の提訴にもとづいて、パリ控訴院は「社会的利益が多数派取締役（米人）の個人的利益に優先する」という考えにもとづいて勝訴させ、輸出契約を実現させている。

一九八二年のシベリア・パイプライン問題に関して、フランスの法人、ドレッサー社は、一九八二年六月二二日のレーガン大統領の輸出管理法にもとづく規制で輸出が事実上不可能となっていたところ、仏の研究産業大臣の一九五九年一月六日の財産および役務の取用に関するオルデナンスにもとづく命令により、ソ連・全ソ機械輸入公団および仏・クルゾ・ロワール社との契約にもとづく物品の納入を完了すべく義務づけられた。米・ドレッサー社と仏・ドレッサー社は、ただちにワシントンDCの連邦地裁に輸出管理法にもとづく制裁の免責を求める訴えを提起したが、これは敗訴となった。しかしこの間、仏・ドレッサー社は米法の制裁が実施されたにもかかわらず契約にもとづくソ連向機器を製造し、輸出を完了した³⁾。

英国は、歴史的に米系企業との紛争が多く、すでに外資系企業と国内法との利害対立を調整する目的で、一九八〇年通商利益保護法（Protection of Trading Interests Act of 1980, March 10, 1980）を制定していたので、一九八二

年のシベリア・パイプライン問題に関しては、商務大臣が同法にもとづく、米国製品の再輸出規制が英国の通商利益を失わせるとして、新規制 (Protection of Trading Interests [U.S. Reexport Control] Order 1982, effective since July 1, 1982) を決定して、英社による対ソ輸出契約の実施を許可している。

(二) 西欧諸国と東側諸国との長期経済協力協定

一九七〇年代は欧州においては東西間のデタントが各国の外交の基調となった。

欧州諸国は戦後復興も米国のマーシャル計画に大きく依存したことで米国の戦略的外交政策に同調せざるをえない状況におかれていたが、経済援助関係が終了し、各国の経済的自立が高まった一九六〇年代にはそれぞれが自立した外交を展開しうる立場になりつつあった。

一九七〇年代のデタント外交の中心となった西ドイツの場合には、仏、英などの戦勝諸国と異なり、四カ国の占領・管理が部分的に残存する戦後体制であったからハルシュタイン外交のようにきわめて厳格な冷戦外交を展開したことで他の西欧諸国にデタント外交のスタートに関しては遅れをとった。しかし、一九六九年にブランド政権が成立して以来まず、ソ連、ポーランド、東ドイツとの関係の正常化を実現し、戦後問題を処理し、さらにその関係の長期化をめざすため、通常の正常化条約⁵⁾、通商協定につけ加えて、長期的経済技術協力関係を不動なものとするべく長期間(一〇年〜二五年の有効期間)の経済・産業・科学技術協力協定を締結している。

西ドイツのデタント外交は、他の西側諸国に大きな影響を与え、他の西側諸国も急速に拡大する東西貿易、経済協力を参入すべく外交的措置で対応したのである。

一九七〇年代は西欧諸国の国内法に残存している対共産圏輸出規制という戦後の米国の冷戦体制によって強要された制度が事実上失効した時期である。したがってまた一九四九年以来のココム体制が現実の国際的要請に不適切であ

（第1表） ソ連、ポーランド、ハンガリーが西側主要国と締結した経済・工業・技術・科学分野での長期協力協定

	ソ 連	ポーランド	ハンガリー
フ ラ ン ス	1971.10.27	1972.10. 5	1968.12. 5
	1973. 7.10	1975. 6.20	1974.11.25
	1979. 4.28	1980. 5.23	
オ ラ ン ダ	1972. 7. 6	1974. 7. 2	1975. 7.18
	1975. 7.15	1976.11.26	
西 ド イ ツ	1973. 5.19	1974.11. 1	1972.11.11
	1974. 1.18	1976. 6.11	
	1978. 5. 6		
イ ギ リ ス	1974. 5. 6	1973. 3.20	1972. 3.21
	1975. 2.17	1975. 9. 4	
イ タ リ ア	1974. 7.25	1965. 7.14	1965.12. 1
	1975.11.20	1975.10.28	1974. 5.25
		1977.11.29	
オーストリア	1973. 7. 3	1973. 9. 6	1974.11.11
			1979. 9. 5
カ ナ ダ	1976. 7.14	1936. 8.15	1971.10. 6
	1978.10.26		
スウェーデン	1970. 1.12	1974. 4. 3	1969. 5.12
	1975. 4.25	1975. 6. 5	1973.12. 5

（出所 K. Michalowska-Gorywoda, prawo-instytucjonalne ..., op. cit, Aneks, S. 173~）

るとして、ココムの実践的運用がもつともあいまいになり、各国の輸出許可行政が不統一になった時代でもある。ここで重要なのは、東西経済関係が長期経済協力協定などの国際条約によって長期的に協力原則が確保されたことで、その法的意義は、フレームワーク協定で、勧告的性質が強いが最恵国待遇などの通常の通商条件をさらに強化するものとなっていることである。この種の長期経済協力協定は、国連欧州経済委員会（ECE）に登録されたものだが、

でも一六九もある（一九八〇年八月末まで）長期協力協定の特色は、伝統的な通商領域に限られず、経済、工業、技術、科学におよんで長期的な協力協定が締結されていることである。主要国間の協定は第一表に示すとおりである。特に注目されるのは西ドイツである。ソ連との国交樹立はすでに一九五五年にアデナウアー政権によって実現され（一九五五年九月一三日）、通商協定も一九五八年には締結されていた（一九五八年四月二五日）。デタント外交は、その暫定的な国交の正常化をさらに進展

させ、第二次大戦後の戦後処理問題をトータルに解決する目的をもって、しかもその後の西ドイツの東西経済協力関係を不動のものとするための政治・経済的枠組を設定する意味をもっていた。

西ドイツ政府はソ連との間に一九七二年以降なんどかの長期協力協定によって経済・工業・技術協力の発展促進のための協定を結んでいる。その内容はプラント建設、資源開発、その他工業技術に関するパテント、ノウハウなどの情報交換、新技術の開発のための専門家の交流などが約定されている。

この西ドイツのデタント外交に刺激されて東西ヨーロッパの主要国間で一九七〇年代の中頃には経済、通商、技術の情報交換を長期的に確立する動きが頂点に達する。⁽⁷⁾

この種の長期協力協定の法的メカニズムは、国際法の先例にはきわめてまれな現象であるが、東側が計画経済国であるので、政府間協定によって経済、技術協力の基本原理が国家中央計画に浸透し、実践的效果がもたらされること、およびそれが国際条約の形式によって法的効力が確保できることから、現代の東西関係の協力形態を規制する有効な方式と評価されている。

なかでも、この種の協定で規定される政府間の混合委員会方式は、当事国双方の専門別の代表によって経済・技術開発計画に関する重要事項が検討されることで、現在では東西の体制の異なる二カ国の経済問題の協義方式として確立し、その後の非政府機関を通じての東西経済協力に関するさまざまな産業協力を可能とさせるものとなった。⁽⁸⁾

東西の欧州諸国が一九七〇年代に政府間でこの種の法的形態を確立したことは、一九五〇年代以降の米ソ冷戦体制の二極構造を緩和させるきわめて重要な展開であるように思われる。⁽⁹⁾

(1) 穂積重遠、「米国の対敵取引禁止法」法学協会雑誌三六巻、一一、一二号、昭和一八年同三七巻一、二、四号、昭和一九年。

- (2) 小原喜雄、前掲、「東西貿易をめぐる先進国間の経済摩擦」。
- (3) 澤田寿夫「米国の輸出規制、その域外適用の政府決定と司法審査」国際商事法務二三巻五号、一九八五年五月号、二九九頁以下。
- (4) A.V. Lowe, "Blocking Extraterritorial Jurisdiction: the British Protection of Trading Interest Act, 1980.", "American Journal of International Law", vol. 75, 1981, pp. 257.
- (5) C. Arndt, Legal Problems of the German Eastern Treaties. American Journal of International Law, vol. 74, 1980, pp. 122-133. W. Czapiński, J. Koprucka, Zagadnienie tzw. miedzyniemieckiego obrotu prawnego. Państwo i Prawo, z. 2, 1984, S. 94-108.
- (6) K. Micholowska-Gorywoda. Prawno-instytucjonalne podstawy współpracy gospodarczej Wschód-Zachód, PWE, Warszawa, 1984.
- (7) G. Agnelli, East-West Trade: A European View, Foreign Affairs, Summer 1980, p. 1016. A. Stent, From Embargo to Ostpolitik, The Political Economy of West German-Soviet Relations; 1955-1980, New York, Cambridge University Press 1981.
- (8) 鈴木輝二「東西経済協力と法」三省堂、一九八七年、四七頁以下。
- (9) G.K. Bertsch & J.R. McIntyre, The Western Alliance and East-West Trade: In Pursuit of an Integrated Strategy, (in) G. B. Smith (ed) The Politics of East-West Trade, Westview Press, Boulden and London, 1984 pp. 209.

五、日米安保体制とココム

(一) 日米相互防衛援助協定

日本の第二次世界大戦後の国際関係について一九四六年憲法は平和主義と普遍的な国際協調主義をうたっている。

しかし日本の国際法上の独立を確立する一九五一年サンフランシスコ平和条約が、ソ連など社会主義諸国の署名のない単独な平和条約であったことから、そして独立回復と同時に締結した日米安全保障条約によって、日本は米国の冷戦体制の一員としてその体制に深く組み込まれていた。

当時の日本外交にとっては、米国の政府の支配する冷戦体制の一方に参加することが条件となって平和条約を締結したのが実態であり、米国の同盟国の一員となる方向は選択の余地のない日本外交の進路であったといえよう。

一九五二年から始まったいわゆるサンフランシスコ体制は当初から憲法原則とは矛盾した内容を含んでいたのである。

日米安全保障条約は、平和条約と同時に調印された第一次条約（一九五一年九月八日調印）において、また第二次条約（一九六〇年一月一九日調印）において、日米両国の軍事・政治・経済関係についての基本原則を規定している。

一九六〇年の日米安全保障条約は「締結国はその国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また両国の間の経済的協力を促進する」と日米経済協力体制を宣言し、さらに具体的に日本の国際経済の方向を義務づけたのは、一九五四年の日米相互防衛援助協定（一九五四年三月八日調印）である。同協定の付属書Dは、「日本国政府は共通の安全保障のため、世界平和の維持を脅かす国との貿易を統制する措置をとることについて、アメリカ合衆国その他の平和愛好国の政府と協力するものとする」（日米相互防衛援助協定、付属書D）として、日本政府による当時の米国政府の一九四九年輸出規制法以来の反共経済封じ込め政策への同盟国としての加盟義務を規定している。本協定にもとづくまでもなく日本はすでに一九五二年にココム加盟をはたしており、本協定は、米国政府のバトル法などにもとづく外交政策を確立する目的があったものと思われる。

当時の米国の冷戦体制は、一九四八年のバンデンバーグ決議、一九四九年の相互防衛援助法により、軍事的同盟関

係の国際的拡大を進めており、その軍事的関係と一体となる反共経済封じ込め政策の国際的ネットワークの確立をめざしていた。それを最も具体的に規定したのが前述一九五一年相互防衛援助規制法、いわゆるバトル法で、同法は同盟国による共産圏諸国への輸出規制を義務づけたほかに、それに同調しない場合には米国の同盟国、つまり援助を受けている国に対して軍事的、経済的および財政的援助の停止を制裁として規定しているのである。

昭四四年（一九六九年）七月八日の北京・上海日本工業展覧会に関する東京地方裁判所のココム判決において、裁判所は、経済的にみて日米経済関係の増進が重要であるのでそのために米国の共産圏諸国「封じ込め」政策に同調するとする立場を確立する必要がある、日本はココムに参加したと判断している。⁽¹⁾

しかし前述のサンフランシスコ平和条約後の諸条約に拘束される日本政府は、ココムの加盟の可否を自らの外交政策として選択できる立場にあつたのであろうか。日本外交が当時それ程にフリーハンドをもっていたと見るのはあまりにも楽観的に過ぎる。国際法上の拘束から、将来の経済的優位性など考慮する余地などなく、日本政府は日米安保体制に組み込まれた対米関係の考慮からココムに加盟したと理解すべきであろう。

このようなココムをめぐる日米関係は冷戦下において確立したわけだが、それ以後、三〇年以上も経過した今日においても日米関係の基本構造はそのまま変化はない。

しかし一九六〇年第二次日米安全保障条約の批准をめぐる日本国内での大論争の過程では日米安全保障条約の疑問点として同条約にもとづく日米経済協力が内政干渉の可能性をもつことが指摘されている。⁽²⁾

他方、米国においては一九六九年以降は、同盟国に逆制裁の拘束力をもつバトル法が失効し、ココムを支える米国の対共産圏輸出規制の国際的封じ込めシステムがくずれて、米国の単独規制システムに転じようとした時代もあつた。それが一九七〇年後半以降、高度技術輸出規制をめぐるココムを維持するため米国が国際的拘束力のある新しい制

(第2表) 日本と主要社会主義国との国交樹立と通商協定

	国交樹立	通商協定
ユーゴスラビア	1952. 4.28	1959. 2.28
ソ連	1956.10.19	1957.12. 6
ポーランド	1957. 2. 8	1978.11.16 (更新)
チェコスロバキア	1957. 2.13	1959.12.15
ブルガリア	1959. 9.12	1970. 8. 5
ハンガリー	1959. 8.29	1975.10.20
ルーマニア	1959. 9. 1	1969. 9. 1
モントネゴ	1972. 2.24	1977. 5.17
東ドイツ	1973. 5.15	1975. 2. 1
中国	1972. 9.29	1974. 1. 5

に締結されている(第二表参照)。

日本政府の外交実践の特色は、いずれの通商協定においても最恵国待遇条項を認めていることである。(日ソ間の最恵国待遇に関しては通商協定に先がけて、国交樹立協定と同時に一九五六年一〇月一九日鳩山・ブルガーリン間で調印された。)ただ、日本政府の外交的手段による通商関係の正常化は、そのレベルにとどまり、それ以上の改善も強化もその後今日まで進んでいない。

日本が社会主義諸国と締結した通商協定あるいは条約で、最恵国待遇を認めたことは、少なくとも米国政府の実践

裁メカニズムを一九七九年輸出管理法と一九八五年輸出管理法に盛り込んだという事情の変化がある。

(二) 日本の対共産圏経済関係

日本政府は一方で、米国の冷戦体制に同盟国として参加し、日米相互防衛援助条約で「世界平和の維持を脅かす国との貿易を統制」する義務を明言しながら、他方で、独自の外交路線についても模索していた。

一九五四年に鳩山内閣が出現して以来、一九五六年にソ連との国交回復がはかられ(一九五六年一〇月一九日)、以後、東欧人民民主主義諸国とも国交が正常化された。国交の正常化は、政治的であるよりは当時の産業界の要請にもとづく通商上の理由にもとづくものが強かったように思われる。しかし、外交的には日本の外交史のなかでは記録に残る出来事の一つであると見るべきであろう。国交樹立とともに通商協定が東側各国との間

とは異なる緊張緩和の政策の反映とみることができる。しかし日本の外交実践および国内法においては、米国の輸出規制法あるいは輸出管理法にみられるような通商相手国別の複雑な輸出入手続による区分を規定する法的根拠が存在しないということも理由となっている⁽³⁾。

通商協定で最恵国待遇を認めることは通商政策上、無差別待遇を認めるという意味であるが、日本の実践ではそれは二つのカテゴリーに分けられ、自国民と相手国民との平等待遇を認める内国民待遇と、当該相手国民と第三国民を平等に待遇する最恵国待遇の二種である。日本政府が通商協定を締結する場合、一般的事項に関して認められているのが最恵国待遇である。特定事項に関して特定国には内国民待遇が認められているが（たとえば、一九五四年の日米通商航海条約と一九五七年の日ソ通商条約を比較した場合、前者は内国民待遇だが、後者は最恵国待遇のみ）、それは外交交渉で問題となる規制対象についての相互主義の結果によるものであることが多く、特に、社会主義国に対しては、計画経済という体制の相違に理由を求めることができる⁽⁴⁾。

しかし、最近では、通商協定に安全保障条約を盛り込むことで、日本政府の通商政策からみて最恵国待遇供与国に対しても、例外的に輸出を規制できる実践が確立されている。

一九五七年の日ソ通商条約では安全保障条項（日ソ通商条約一九五七年一月六日締結第一三条）が規定されており、それは外国為替管理法などによる差別的輸出規制を最恵国待遇の例外とする根拠となっている。

前述のように西欧においてはデタント外交が定着する一九七〇年代においては、各種の経済関連の長期協力協定が東西間の主要国間で締結されて、東西経済協力が法的にも不安定なものでなく、各国の通商経済政策によって一定の高い役割を位置づけられるものとなった。特に西ドイツの例では、政府は、シベリア・パイプライン事件では、ソ連との一九七八年五月六日協定（通商、産業に関する発展と長期協力を強化するための協定）に違反するとして米国防

府の輸出規制に対抗した。⁽⁵⁾

これに対して日本政府の東西経済関係に対する態度はきわめて対照的である。法形式的には、伝統的な通商協定において最恵国待遇は認められたものの、それ以上の法的措置はなく、しばしば東側が西欧諸国の先例にもとづいて長期協力協定締結を提案しても日本政府は常に消極的であった。

日本の東西経済協力のなかでは日ソ経済協力が経済的環境からすれば、もつとも相互補完関係が形成しやすい条件をもっていた。一九七〇年代にソ連が進めたシベリア開発プロジェクトに関しては、西欧諸国にはない有利な地理的条件をもつことで日ソ経済協力は急速に拡大した。しかしこの日ソ経済協力は、基本的には非政府間の長期協力協定にもとづいて実現されたもので、日本政府は直接、日ソ経済協力協定に関わっていない。なぜ日本政府が西欧諸国にみられるような国際法的アレンジメントができなかつたかは日本政府の社会主義国をめぐる東西デタントの基調、一九七五年にはヘルシンキの全欧安全保障・協力会議にみられる相互依存に対する認識が西欧諸国と異なっていたということであろうか。西欧では一九七〇年代にいたると冷戦体制の非現実性を認識して、経済協力を通じてまず、デタントを確実にしようとする努力がなされていたが、日本政府は公式にはこの動きに加わることに消極的であった。しかし日本と西欧諸国との外交上の認識ギャップは大きいとはいえ、経済的には日本の民間企業の活動はめざましく、一九七〇年代を通じてのシベリア・極東の開発プロジェクトの例ではほとんどの取引で日本企業が独占する状態で、日本は東西経済協力のメリットを享受していた。一九七〇年代の日ソ経済協力は、総額で約五〇億ドルの資金が日本側から投下された大事業であった。日本の民間企業はその大半の資金源を日本の政府系金融機関、つまり日本輸出入銀行を中心とする政府系資金に求めたのである。その資金利用に関しては政府の管轄事項であるから、日本政府はその意味では間接的に対ソ経済関係にコミットしたということになる。しかし日本政府は日ソ経済協力を直接関わ

る立場をとることは拒否しつづけたので、日本とソ連・東欧諸国には、国交樹立協定、通商協定を除いて、公式な外交的アレンヂメントはおこなわれていない。⁽⁶⁾

一九六〇年代以降の日本の対ソ経済関係および他の社会主義国との関係においては、民間経済組織あるいは経済界のリーダーが、政府の外交的役割に代って重要な役割をもった。日本政府は、これらの重要事項に関して直接関わることをさけて、せいぜい日本輸出入銀行の資金使用に関する国内的事項に限定し、非政府的性質の日ソ間の経済団体の会合にオブザーバーとして参加する程度の関与であった。

日本政府が初めて、日ソ経済関係に重大な関心を示し、公式な行動によって態度を示したのは、積極的な意味ではなく、消極的な意味での経済制裁に関する国際的共同行動としてであった。

一九七九年末に発生したアフガニスタン問題以降、KAL航空機事故、それにポーランド問題に関して西側諸国の一員としての外交行動が要請される際に日本政府は対ソ、対ポーランドの経済制裁に参加している。

(三) 日本の選択

前述のようにココム問題は多元的であり、そのおかれた状況を判断するに際しては総合的な視点が要求される。

ココムをめぐる問題は、西欧諸国においてはデタント以降、一九五〇年代の冷戦体制の残滓と理解されており、米国の一方的な戦略論にもとづく対共産圏輸出規制と見る立場が一般的である。

これに対し米国ではデタントによる経済的利益にそれなりのものはあったと評価する声もあるが、外交・戦略上、東西経済交流による共産圏諸国への経済的貢献は間接的にソ連ブロックの政治・経済力を強化させ、それに加えて西側からの高度技術の流入はソ連の軍事力の増強に結びつくという、いわゆるソ連脅威論にもとづく強行論が依然根強く支持されている。

このような米国と西欧諸国との間の立場の相違は再三の西側諸国間の政治的接触（首脳会談）でも十分解決されているとはいえない。

このようにみてくると今日の東西関係のカギを握るのは米国の対ソ外交政策であり、そこでのソ連脅威論およびソ連の軍備増強についての評価が問題となる。

米国の外交は、冷戦期からデタントに振子が動く時期にあっても、常に自由世界のリーダーとしての強い米国のための政策の堅持という側面と、東西関係の現実を直視する穏健な側面がある。しかし基調としては米国の安全保障にとって不可欠な権益保護のための力の政策を維持しようとする傾向は、大統領選挙などで国民に支持されてきた。米国の世界的覇権システムが後退すれば、米国の多国籍企業が繁栄する国際経済秩序を維持することは不可能になる。いかなる場合でも米国の力がカサとして存在するシステムを維持しなければならないという主張は米国社会では依然根強い。

この説は一九七〇年代以降の米・西欧・日本などの三極、あるいは多極構造化した国際情勢のもとで、米国の力の後退を現実としてある程度認めるものの、米国の力の後退、譲歩は行き過ぎてはならないと主張する。

一九八〇年代に入つてこの外交路線をレーガン政権は軍事力増強と反共主義のイデオロギーを再構築して進めてきた。しかも軍事力の増強が議会などで説得性を得るためには、具体的脅威が発生しなければならない。そしてそのために米国および西側諸国の共通の安全保障がソ連の軍事的脅威に直面しているという仮説に固執するのである。

ソ連が不相応に軍備を保持する国家であることについては西側の専門家には共通の理解がある。しかしソ連においては歴史的に革命後の国内秩序の維持、一国社会主義の経験から軍隊が活用されてきた特殊事情も考慮すべきで、通常軍備の強大さを、そのまま侵略的脅威とみるのは過剰反応といふべきであろう。

ただ、米国は全体主義国家のように極度に行政が経済活動をコントロールできる国家体制ではない。米国の経済界の利害はさまざまであり、東西経済交流による利益に期待する産業界（農民、一部の産業人）は、たえず大幅な対ソ経済交流の正常化を求めている。また、日米経済摩擦問題に関連してみれば日米間の先端技術をめぐり利害対立が対ソ輸出規制問題とオーバーラップする局面もある。

現実的に具体的外交手段を比較するならば、米国政府が独自の政策で左右できるのは高度科学技術の東側への技術移転の規制である。しかしその場合でも、高度技術に関する米国の覇権的地位の後退から、西側陣営内部での国際的協調がえられなければ実効性はない。

他方、一九五〇年代の米国政府が強力に進めた冷戦体制は、国際法上の拘束力をもつ条約のネットワークとして依然、部分的には効力を持ち続けていることからすると、それからの加盟国の単独の離脱という外交行動にはかなりの政治的リスクが伴うことはさげられない。

米国と西欧諸国の認識ギャップが危機的に拡大した一九八二年のシベリア・パイプライン事件を教訓とするならば、米国政府の対ソ戦略について西側諸国間にはたえず協調のための政策調整が行わなければならないし、その作業はコムのレベルに限られず、西側首脳サミット会談などが有効に活用されねばならないであろう。東西関係をめぐり多極構造とはいいいながら、日本の立場は日米関係の枠組での拘束が強く、日本・西欧関係が弱いために、日・西欧が利害を共通にする局面を多くもちながらも日本と西欧関係の協力関係は稀薄である。その改善は急務となろう。

つぎに、日本のココム加盟による対共産圏輸出規制は、日米安全保障条約にもとづく一九五四年の日米相互防衛援助協定によって同盟国の義務として拘束されているところから、ココムを脱退し、日本独自の対共産圏経済外交を展開するためには、まず、日米安全保障条約の破棄あるいは改正とという外交手段をとらなければならない。一九六〇

年安保改正法が国会で採決されたあと、自民党を除く全野党はいずれも日米安保条約は憲法に反するが故に、すみやかに破棄されるべきものとする立場であった。それは国会だけでなく、世論においても圧倒的に支持された立場であったように思われる。⁽⁸⁾

しかしそれから四半紀以上経過した今日、日本の外交路線は日米関係の不動な関係を強調し、それを基調とする政策が、国内政治的にも長期的に保持されることが予見される現状ではこの方向での対応策は非現実的とみざるをえないように思われる。

ただ、ココムの加盟国としての立場を堅持しながら、ココム体制が加盟国の全会一致主義によって運用されることを考慮すれば西欧諸国と協力しながら、米国の対共産圏諸国への規制を緩和させ、特にその域外効力をもつ国内法の発動を規制するよう働きかけることは可能であるように思う。そしてそのために日本は米政府との二カ国レベルでの協調外交に努力すると同時に、西欧諸国と現在以上の東西関係に関する政策上の協調を実現しなければならないし、そのための外交努力が必要となるように思われる。

そして、西欧諸国の東西経済交流体制にならって、東西間の長期的経済協力協定などを積極的に受入れて、国際法上の東西関係の強化をはかり、また国内法上は、英国、フランス、カナダの例にみられるように外国の法令によって自国の貿易上の利益が侵害されないための国内立法措置を行うことが必要になるように思われる。

このような国内立法による自国経済利益の保護は、現在、米国会と大統領府で検討されている包括通商法案の例のように、利害対立する国の議会の対立立法のエスカレーションにもなりかねないが（包括通商法案では、一九八五年の輸出管理法の制裁条項では不満として、東芝制裁条項が特別に加えられている）、関係国の首脳会談で政治的解決がえられる見通しが少ない場合は、将来の紛争を予防する意味でも国内立法による自国の経済利益の保護は必要とな

ろう。

そもそも東西経済協力は冷戦体制の段階的解体過程で本格的に拡大したものである。

設立当初はブレトン・ウッズ体制への参加を拒否した東側諸国もルーマニア、ハンガリー、ポーランドが国際通貨基金（IMF）への加盟をはたし、ガットに対してはこれらの国に加えてソ連の接近の動きも伝えられている。

一九八〇年代は第二次世界大戦後のブロック化した世界経済を支えた諸体制（ブレトン・ウッズ体制、E・E・C、コメコンなど）がより普遍的な国際的機構へと変革すべく再検討がせまられ、まさにグローバルな新国際通商体制の再構築が求められている時である。

日本の第二次世界大戦後の国際通商体制は、戦前の対外進出一辺倒の体制の反省から、新憲法にもとづく国際協調主義を宣言しての再出発であったが、実態として冷戦期に形成された日米関係を基軸とするせまい意味での西側陣営に組み入れられたものであった。

しかしその枠内のなかでも東西経済関係を展開できる外交的フリーハンドを維持するささやかな努力は、政府・民間外交・経済界の動きのなかにも見られ、それは一九六〇年代から一九七〇年代の日本の東西経済協力の特色と評価されていた。（憲法的制約から反共的輸出管理法などが制定されなかったメリットが大きい。）

しかし最近の東芝問題に象徴される日米間の経済問題をめぐる緊張とそれに対する日本政府の対応はその歴史的展望に逆流する動きであるように思う。

東芝事件を契機とする外国為替管理法の改正による本格的な安全保障を根拠とする対共産圏輸出規制は法的には米国の同種の輸出規制と同程度にきわめて厳格な罰則規定を含むものとなっている。⁽⁹⁾

外国為替管理法の改正にあたって政府側は、経済的に日米相互依存の程度が高く、政治的に米国側の要請に応えざ

るをえないと説明しているが、日米間の外交的選択肢はそれだけに限定されていいのであろうか。

日本の経済的には大国となった現状からみて、日本の国際通商関係における歴史的役割については新しいビジョンにもとづく国民的合意の形成が今、問われているように思われる。⁽¹⁰⁾

- (1) ココム事件判決、「ジュリスト」前掲四三四号、八七頁以下。
- (2) 寺沢一「新安保条約の逐条解説」法律時報、三三三巻、一一号、昭和三五年九月号、一八頁以下。
- (3) 塩野宏、「ココム訴訟の問題点」ジュリスト」四三四号、一九六九年九月一五号、五九頁以下。
- (4) T. Kitagawa. *Legal Aspects of Soviet-Japanese Trade. Law and Contemporary Problems*, vol. XXXVII, No. 4, 1972, pp. 557-570.
- (5) L.G.A. Griessbach. *East-West Trade: A European Perspective. The Politics of East-West Trade* (ed. by G.B. Smith), op. cit., Westview Press, Boulden and London, 1984, p. 243.
- (6) 鈴木輝二「東西経済協力と法」一九八七年、三省堂、一七七頁以下。
- (7) 一九八〇年代の米国の対ソ政策については対外政策評議会の報告参照。ウエストン・ロード編「ソ連の挑戦——一九八〇年代に向けての政策枠組」、一九八一年。前掲「一九八〇年代の米国の東西経済協力政策」ソ連東欧貿易会。一九八二年、一〇九頁以下。
- (8) 入江啓四郎「新条約の改廃問題と国際法」法律時報」三三三巻、一一号、昭和三五年九月号、五頁。
- (9) 金子晃「ココム規制と国内法の整備」ジュリスト」第八九五号、一九八七年一〇月一五号、九頁以下。
- (10) 具体的な問題としては、日本の東西経済関係が米国のそれよりはるかに広い関係を維持していることである。米国輸出管理法によれば、禁輸国であるキューバ、ベトナム、カンブチャ、北朝鮮に対しても日本の企業は正常な取引関係を確立しており、それらはこれらの国から見ると貴重な東西貿易の窓口となっている。しかし米国の対共産圏輸出規制は外交政策にもとづくとする態度を強めていることからすると、将来の日本の東西経済関係は、これら諸国との歴史的経済関係も米国なみに禁輸の対象とせざるをえない状況に直面することになるかもしれない。

日米関係において重要なことは、日本の国際関係の独自性の立場を主張することであり、そのための外交政策上の論拠をもつこ

とである。